

荒川水系

新河岸川及び白子川河川整備計画

(東京都管理区間)

平成30年4月

東京都

目 次

第1章	流域及び河川の概要	1
第2章	河川整備の現状と課題	13
第1節	洪水・津波・高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	13
第2節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	17
第3節	河川環境の整備と保全に関する事項	19
第3章	河川整備計画の目標に関する事項	26
第1節	計画対象区間、施設及び計画対象期間	27
第2節	洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	28
第3節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	30
第4節	河川環境の整備と保全に関する目標	30
第4章	河川整備の実施に関する事項	31
第1節	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河 川管理施設の機能の概要	31
第2節	河川維持の目的、種類及び施行の場所	42
第5章	河川情報の提供、地域や関連機関との連携等に関する事項	44
第1節	河川情報の提供に関する事項	44
第2節	地域や関係機関との連携に関する事項	45
第6章	総合的な治水対策の取組	48

第 1 章 流域及び河川の概要

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて東京都板橋区を流下し、北区志茂で隅田川に合流する流域面積 **411km²** の一級河川である。東京都区間については、流路延長は **9.3km**、流路高低差は約 **3m** であり、河床勾配は極めて緩く、また、全区間が干満の影響を受ける感潮区間となっている。

新河岸川の支流である白子川は、東京都練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを發し、埼玉県和光市内に入ってから板橋区との都県境に沿って流下し、板橋区三園で新河岸川に合流する流域面積 **25km²** の一級河川である。東京都区間については、流路延長は **8.5km** であり、流路高低差は約 **50m**、河床勾配は上下流で緩く、中流では **1/250** と急な勾配となっており、また、新河岸川との合流点付近は感潮区間となっている。

表 1-1 流域及び河川の概要

	新河岸川		白子川	
	流域全体	東京都区間(※2)	流域全体	東京都区間 (※2)
流域面積	411 km²(※1)	109 km²(※3)	25 km²	22.2 km²
流路延長	34.6km	9.3km	10.0km	8.5km

※1 村山・山口貯水池流域 **21km²** を含む。

※2 東京都施行区間を示す。

※3 東京都管内の各支川の流域面積を含む。

新河岸川は「川越夜舟」（幕末期の江戸・川越を結ぶ下りの早船で、一晚寝ているうちに江戸に着いたことから呼ばれた。）で知られた舟運の大動脈であったが、明治 43 年の荒川大洪水の後の荒川直線化工事、荒川放水路工事が行われる中で、現在の都内区間を大正時代に人工運河として開削したものであり、一部に旧荒川の蛇行の姿を残している（図 1-2）。

白子川は、かつて豊富な湧水に支えられ谷間の水田地帯を流れ、水車や洗い場が各地にあった。

新河岸川流域及び白子川流域とも、昭和 30 年頃から市街化が進展し、流域や河川沿いの自然環境の減少とともに、河川の水質悪化、頻発する洪水による水害被害等を経験してきている。

新河岸川・白子川流域

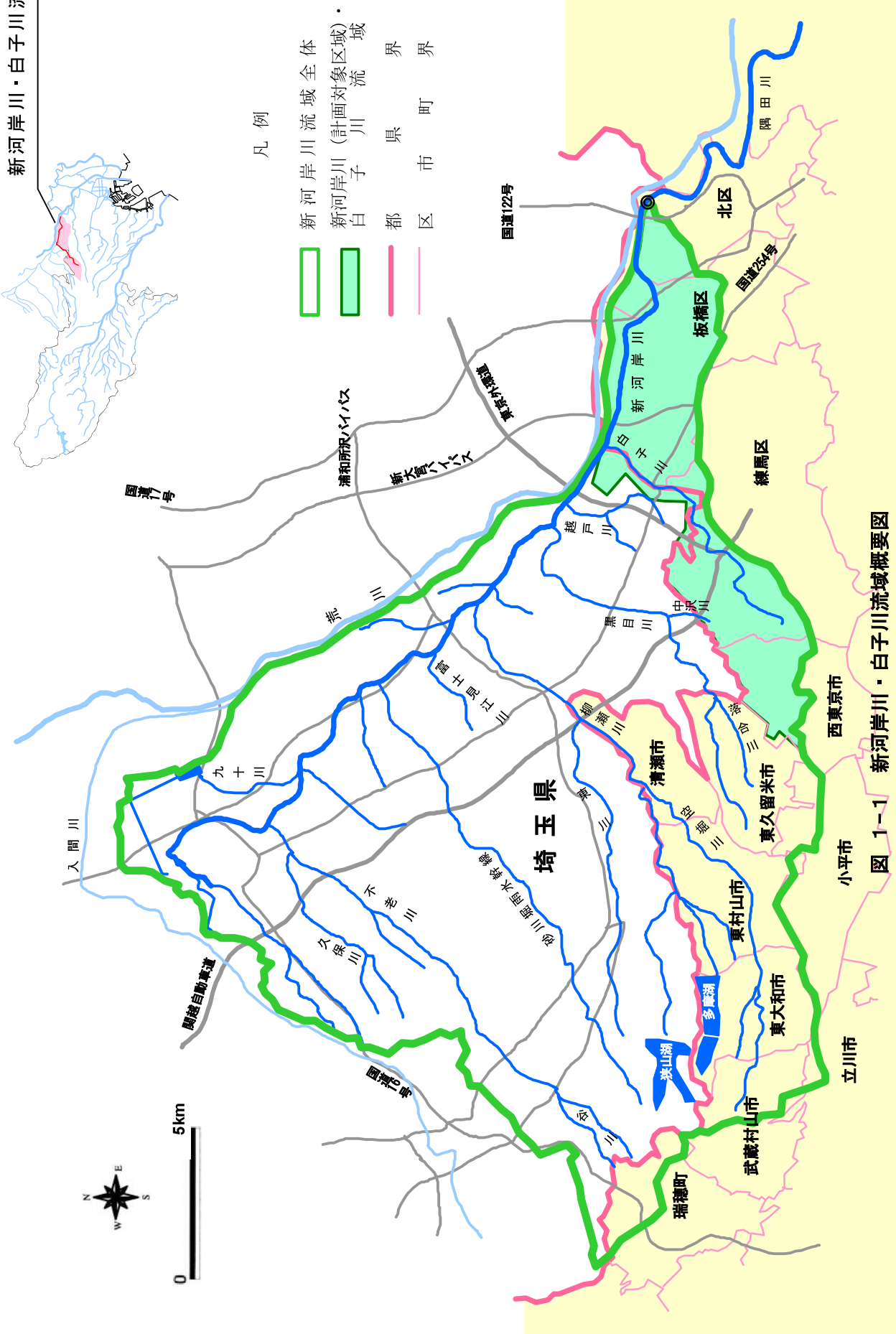
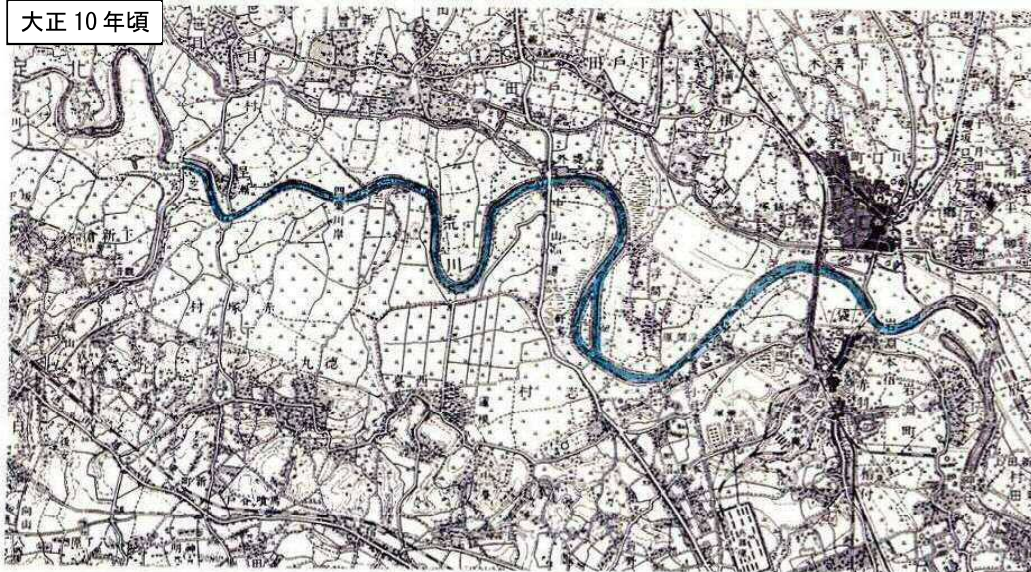


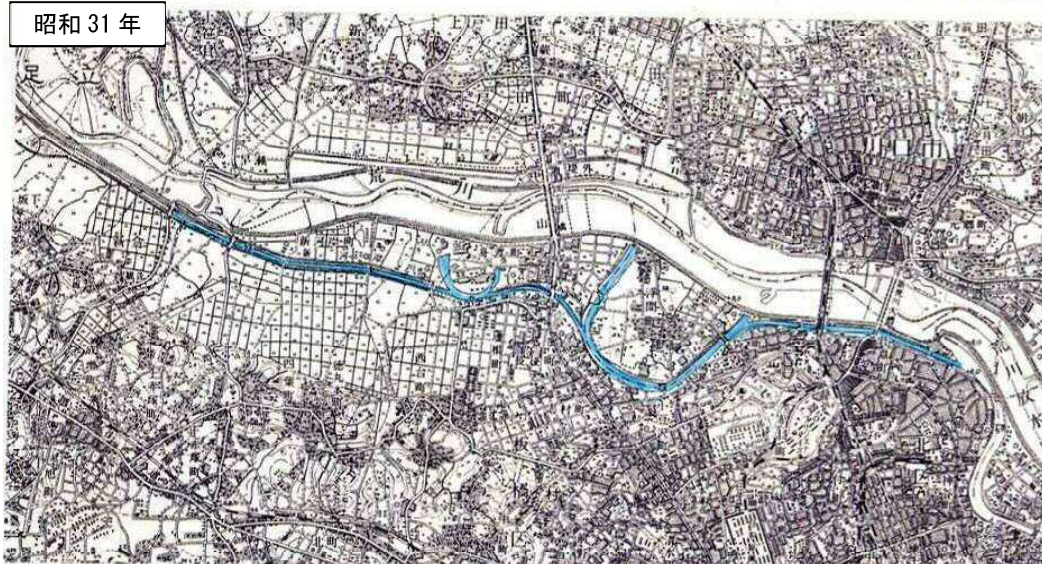
图 1-1 新河岸川・白子川流域概要图

大正 10 年頃



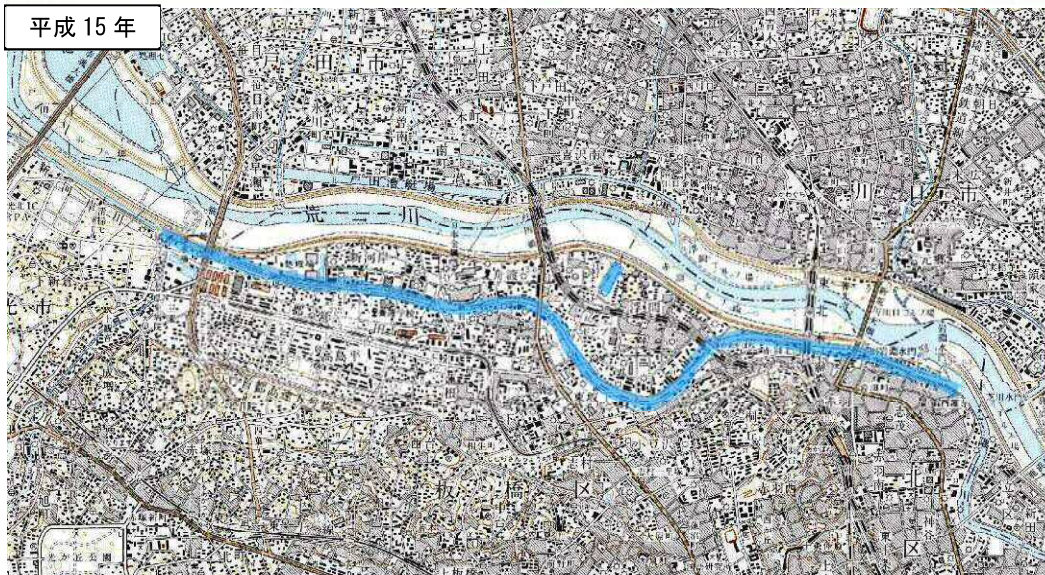
出典：
国土地理院発行
の縮尺 1/5 万地
形図「東京西北
部」（大正 10 年
部分修正）

昭和 31 年



出典：
国土地理院発行
の縮尺 1/5 万地
形図「東京西北
部」（昭和 31 年
応急修正）

平成 15 年



出典：
国土地理院発行
の縮尺 1/5 万地
形図「東京西北
部」（平成 15 年
修正）

図 1-2 現在の新河岸川付近の変遷

（地形・地質）

新河岸川の東京都区間は、北側を並行して流れる荒川の堤防と南側の武蔵野台地に挟まれた幅 0.3～2 km 程の荒川低地を西から東へ流下する。荒川低地を構成する沖積層は、荒川寄りでは層厚 20～30m に達する。低地部は荒川の旧河道が舟渡四丁目と浮間付近に残っており、自然堤防の微高地も旧河道付近に残る。地盤高も旧河道部や後背低地では標高 2m 未満、自然堤防部は 2～3m 以上と微起伏であるが、全体的には戦後の低地部への工場進出と区画整理事業により盛土地が広がっている。かつては、新河岸川流域の南に広がる武蔵野台地の侵蝕谷から前谷津川や出井川などの支川が新河岸川に合流していたが、現在では覆蓋されて緑道などにその姿をとどめているのみである。武蔵野台地の崖線付近には、それらの支川を涵養した湧水が今も分布している（図 1-3 参照）。

白子川は、標高 50m から 30m へと北東に向かって緩やかに標高を減じる武蔵野台地上を流下して荒川低地に下り、新河岸川に合流する。この白子川流域の武蔵野台地は古多摩川がウルム氷期以降に形成した扇状地面の中でも古い方で武蔵野Ⅰ面（成増面）に区分されている。この武蔵野台地の地質は関東ローム層と呼ばれる厚さ数mの風化火山灰層（立川ローム層・武蔵野ローム層）が表層を覆い、下位に扇状地性の砂礫からなる武蔵野礫層、海成の細砂、粘土からなる東京層が分布する。東京層は白子川下流の武蔵野台地の崖線部で見ることができる。東京層までは第四紀の洪積統である。東京層の下位には土丹からなる第三紀鮮新統～前期洪積統の上総層群が分布するが、地表では見ることができない。白子川の上流区間は武蔵野台を浅く開析した凹地を流下し、明瞭な谷底や谷壁斜面は形成されていない。中流の比丘尼橋付近から下流では谷が徐々に深くなり、台地との比高は 20m に及ぶ箇所もある。谷底には砂礫や泥などの沖積層が浅く堆積する。また、台地の地下水はローム層中の宙水や礫層中の地下水など多層化しており、白子川沿川の各所に湧水が分布している（図 1-3 参照）。



図 1-3 新河岸川・白子川流域の湧水

出典：「東京の湧水（平成 25 年度湧水調査報告書）」
東京都環境局自然環境部、平成 26 年 3 月

(気候)

新河岸川及び白子川の位置する東京都区部の気候は、夏は南東の季節風が吹き蒸し暑く、冬は乾燥した晴天の日が多い、いわゆる太平洋側気候となっている。平均年間降水量は1961年から2016年の平均1500mm程度で、全国平均約1700mmより少ない。

東京における近年の年間平均気温は、16℃前後であり、過去100年間で3℃程度上昇している。また、エネルギー消費の増加と緑地の減少などにより、都市独特の局地気候であるヒートアイランド現象も出現している。

近年、このような現象によるものと考えられる局地的な集中豪雨が増えている。

なお、新河岸川・白子川流域近傍の練馬観測所における降水量の変化を併せて図に示した。

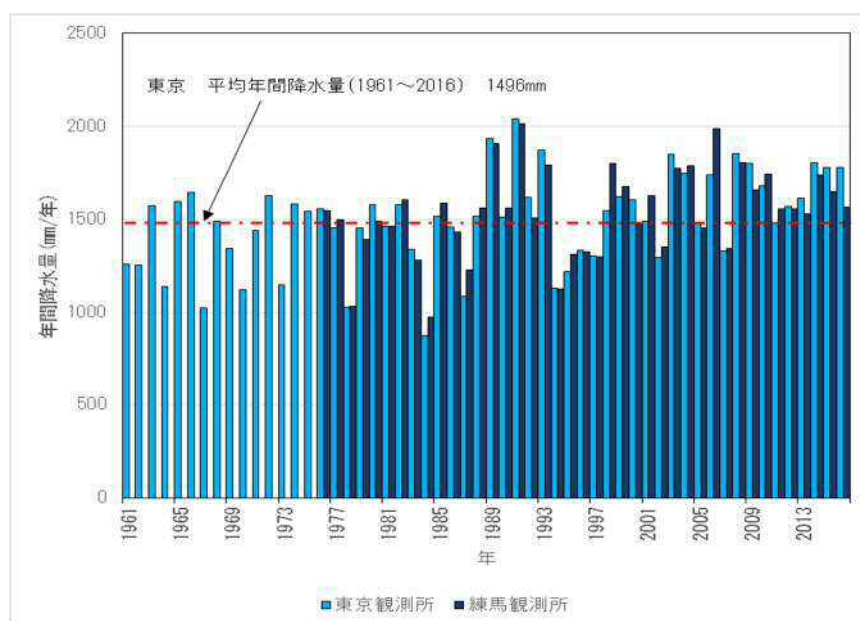


図 1-4 東京管区気象台及び練馬観測所における年降水量の変化（1961-2016）

出典：気象庁ホームページ

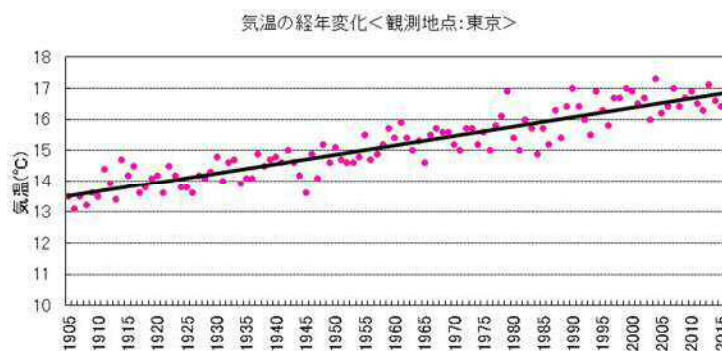


図 1-5 東京の年平均気温経年グラフ（1905-2016）

出典：気象庁ホームページ

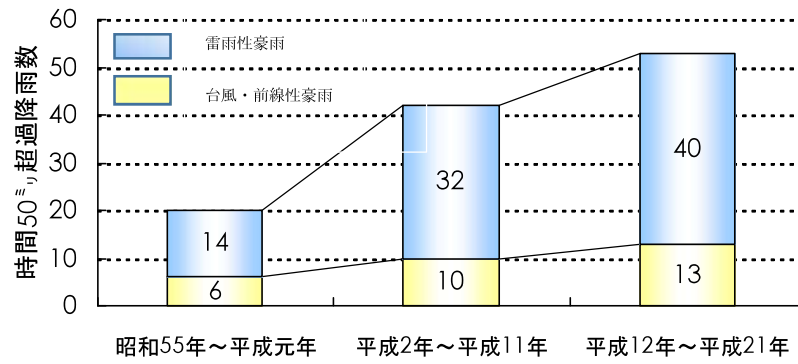
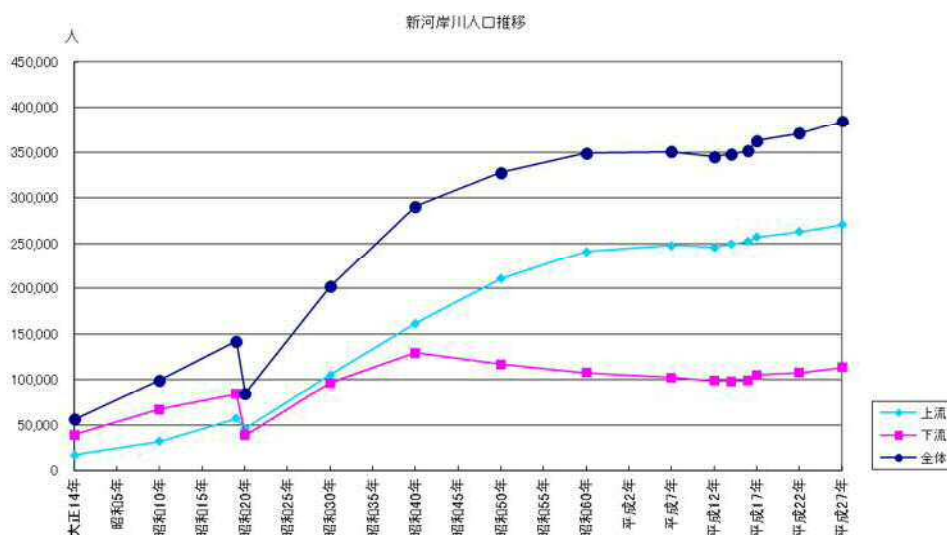
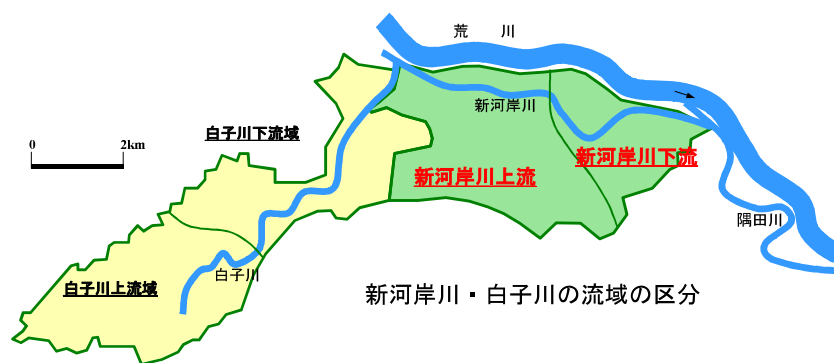


図1-6 1時間50ミリを超える発生要因別降雨数の経年変化
(昭和55年～平成21年(過去30年間))

出典: 東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書

(人口)

新河岸川流域の人口は平成 27 年現在、約 38.4 万人である。過去の人口の推移をみると、戦後約 9 万人まで減少した流域人口は、昭和 30 年代半ばからの区画整理事業の進捗や昭和 47～48 年の総戸数 10,170 戸の公団高島平団地の開発などによって増加を続け、昭和 50 年には約 33 万人にまで増加した。その後も緩やかに増加を続け、昭和 60 年には約 35 万人に達し、それ以降は微増している。



白子川流域の人口は、平成 27 年現在、約 27.7 万人である。過去の人口の推移をみると、戦前を通じてもともと耕地・林地が広く、人口は戦争直後で約 3 万人にとどまっていたが、昭和 30 年代半ばの公団ひばりヶ丘団地の開発など、西武線沿線における市街地の拡大により、昭和 40 年代後半にかけて急増し、昭和 50 年には 20 万人を超えた。その後、人口増加が緩やかになったものの、増加傾向が続いている。

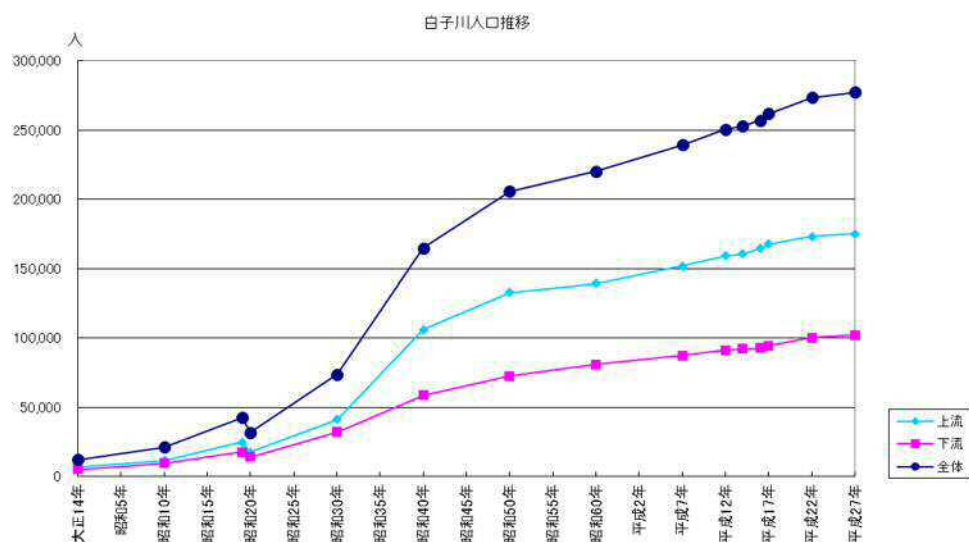
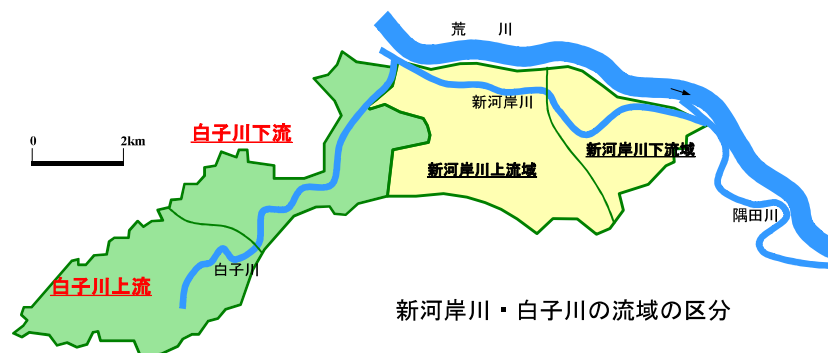


図 1-8 白子川流域の人口の推移

資料：昭和 40 年以前は「国勢調査」の区市人口データ（東京都）により推計
 昭和 50 年～平成 14 年は「住民基本台帳」町丁目人口データ（東京都）により推計
 平成 16 年以降は「国勢調査」の区市人口データ（東京都）により推計

※：流域内人口は東京都内分のみを示す

(産業)

新河岸川流域の事業所数は、平成 26 年時点で、約 12,500 事業所であり、従業者数は約 16 万人である。事業所数の内訳は卸売・小売業が約 22%と最も多く、次いで、宿泊業，飲食サービス業 14%、製造業 12%と続くが、東京都全域に比べて工業系用途地域が広いことを反映して、製造業が多く、サービス業が少ない地域である。

これに対して、白子川流域の事業所数は平成 26 年時点で、約 8,300 事業所であり、従業者数 7 万人である。事業所数の内訳は卸売・小売業が約 22%と多いのは同様であるが、製造業が 4%と少なく、工業地帯の新河岸川流域と住宅地を中心とする白子川流域の違いがあらわれている。

表 1-2 産業大分類別事業所数

産業大分類	新河岸川流域		白子川流域		東京都	
AB 農林漁業	4	0%	5	0%	510	0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0%	0	0%	101	0%
D 建設業	975	8%	987	12%	42,340	6%
E 製造業	1476	12%	325	4%	49,238	7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	0%	3	0%	542	0%
G 情報通信業	114	1%	116	1%	22,591	3%
H 運輸業、郵便業	651	5%	338	4%	16,447	2%
I 卸売業、小売業	2747	22%	1786	22%	157,973	24%
J 金融業、保険業	125	1%	130	2%	11,274	2%
K 不動産業、物品賃貸業	973	8%	701	8%	61,982	9%
L 学術研究、専門・技術サービス業	378	3%	310	4%	43,070	7%
M 宿泊業、飲食サービス業	1746	14%	980	12%	92,967	14%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1043	8%	860	10%	48,225	7%
O 教育、学習支援業	418	3%	422	5%	21,293	3%
P 医療、福祉	1170	9%	973	12%	50,026	8%
Q 複合サービス事業	36	0%	32	0%	1,783	0%
R サービス業(他に分類されないもの)	566	6%	316	4%	39,913	6%
S 公務(他に分類されるものを除く)	23	0%	21	0%	2,087	0%
合計	12459	100%	8305	100%	662,362	100%

※ () 内は合計に対する割合を示す。流域毎の数値は東京都内分のみである。

出典：「平成 26 年経済センサス・基礎調査 産業大分類別事業所数及び従業者数」の町丁目データ（東京都）により推計

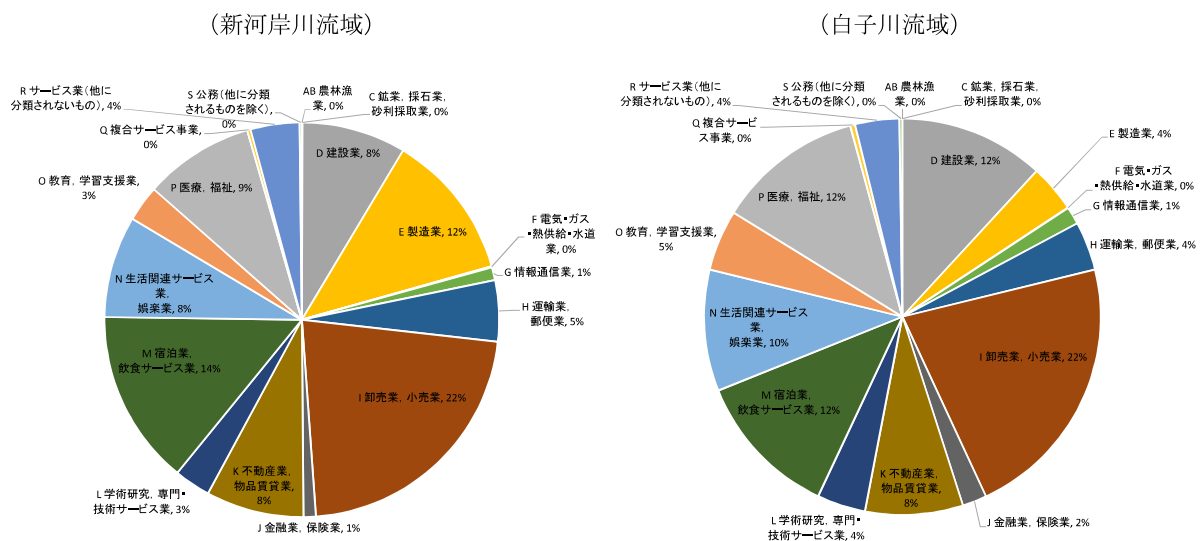


図 1-9 産業大分類別事業所数の割合

(土地利用)

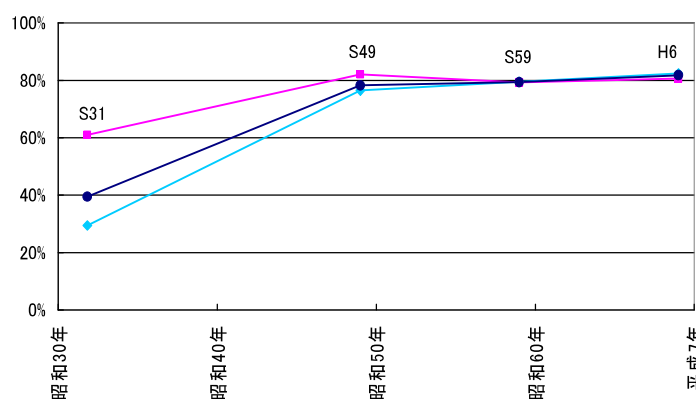
新河岸川流域においては、昭和 30 年代初めは荒川低地の水田地帯の他、台地上にも耕作地が広がっており、市街地面積率は約 40%にとどまっていたが、昭和 40 年代にはいると現在の公団高島平団地一帯を除いて市街化が進み、市街地面積率は 70%を超えた。公団高島平団地が開発された後の昭和 49 年には約 79%、平成 6 年度時点は約 82%となっている。

白子川流域は昭和 30 年代初めの市街地面積率はまだ約 20%であったが、市街化の急激な進捗が都心に近い新河岸川流域より遅れて昭和 40 年代後半から始まり、昭和 50 年代に入る頃には 60%を超えた。平成 6 年度時点における市街地面積率は約 67%となっているが、まだ台地上には農用地が点在している。



新河岸川・白子川の流域の区分

(新河岸川流域)



(白子川流域)

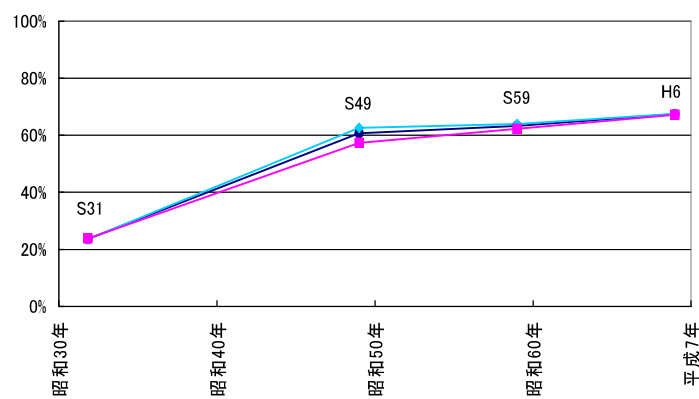
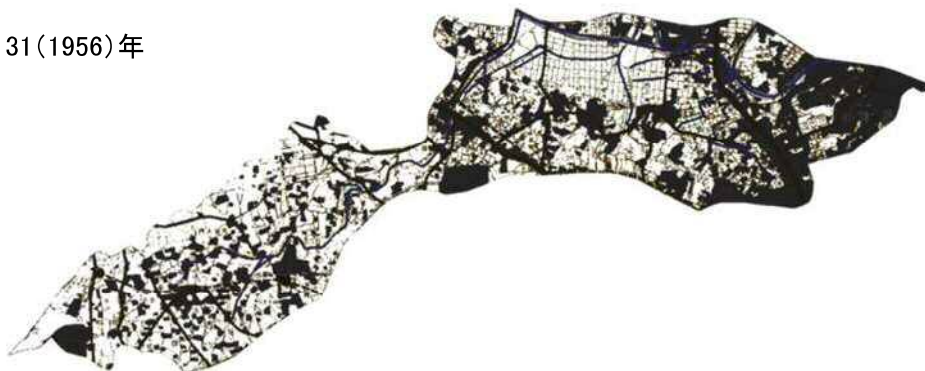


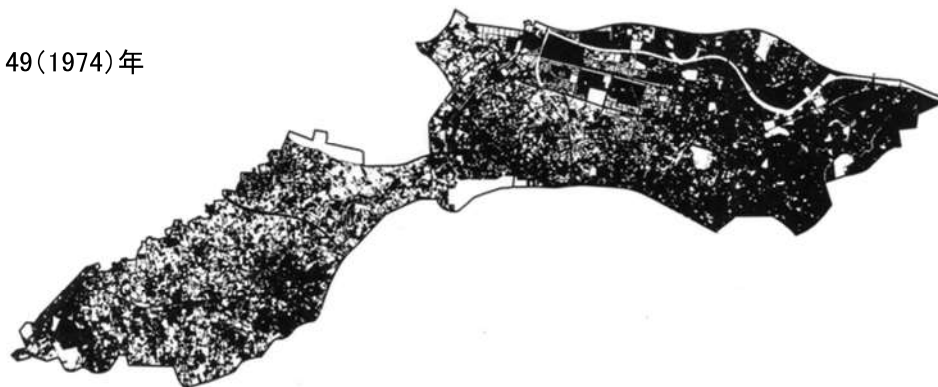
図 1-10 市街地面積率の経年変化

資料：昭和 31 年は「身近な川について考えよう（白子川流域編）」(財)リバーフロント整備センター より作成
昭和 49 年～平成 6 年は「細密数値情報（10m メッシュ土地利用）」国土地理院 より作成

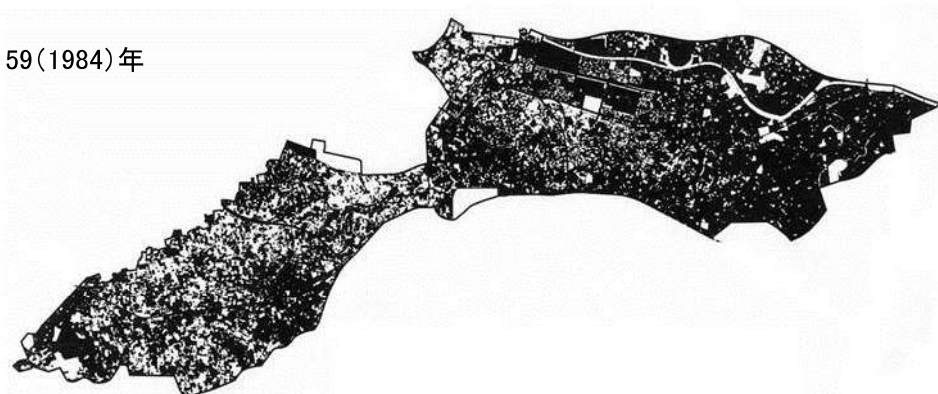
昭和 31(1956)年



昭和 49(1974)年



昭和 59(1984)年



平成 6(1994)年



凡例

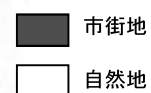


図 1-11 戦後～現在の流域市街地の分布と変遷

資料：昭和 31 年は「身近な川について考えよう（白子川流域編）」（財）リバーフロント整備センター より作成
昭和 49 年～平成 6 年は「細密数値情報（10m メッシュ土地利用）」国土地理院 より作成

(歴史・文化)

新河岸川は、江戸時代前期には、武蔵野台地を刻む河川を集めて、荒川とほぼ並行して流れ、埼玉県和光市大字新倉で荒川と合流し、現在の隅田川を経て江戸浅草に至っていた。

新河岸川の舟運は、寛永 10(1633)年の川越大火によって炎上した川越小仙波の東照宮の再建のための用材を、新河岸川の舟運で運搬したのが始まりといわれている。江戸時代～明治・大正時代にかけては、“川越夜舟”の名で知られた舟運の大動脈であり、荒川直線化工事の中で行われた人工運河の開削後も舟運は盛んであった。しかし、大正 3(1914)年の川越と池袋間の東武鉄道東上線の開通以降、舟運は徐々に廃れた。

なお、新河岸川の名については、正保 4(1647)年に、松平信綱が開設した河岸場『新河岸』に由来するといわれている。

また、白子川については、昔は入り組んだ川であり、豊島郡（東京都）と新座郡（埼玉県）との境であった。川沿いでは、享保年間(1716～)には農家の副業として水車経営が始まった。幕末から明治にかけて水車経営は企業として発展し、従来の精米・精麦・製粉の他に油・綿・製紙・伸銅などの商品が加わった。

明治から大正にかけての白子川流域には水田が広がっていたが、白子川に近接した板橋区成増地区などは、東上線開通以降いち早く農村から都市へと変貌し、製紙工場や出版印刷工場などの工業化が進み、水質はそれらの排水で一時かなり悪化した。

資料：「北区の水ものがたり」北区教育委員会、平成 8 年 3 月
「荒川（人文Ⅱ）」埼玉県編
「文化財シリーズ第 52 集板橋区河川調査報告書 いたばしの河川」板橋区教育委員会、昭和 61 年 12 月
「白子川を知っていますかー水辺再生に向けてー」白子川汚濁対策協議会、平成 6 年 4 月

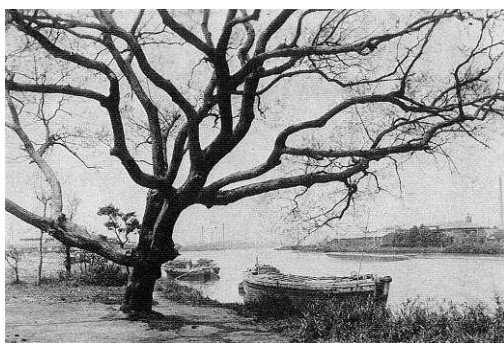


図 1-1 2 新河岸川の旧小豆沢河岸（旧荒川水路）
と赤芽柳（昭和 27～28 年頃）

出典：「いたばしの河川」板橋区教育委員会、
昭和 61 年 2 月

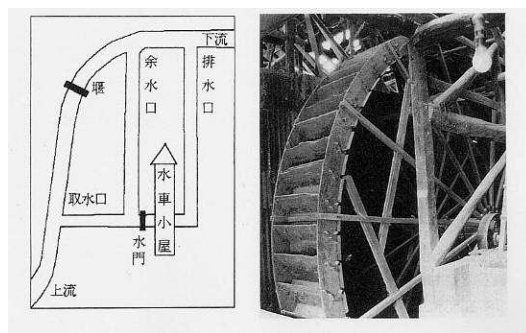


図 1-1 3 明治末期～大正にかけて活躍した白子川
の水車（練馬区内の山八水車）

出典：「白子川を知っていますかー水辺再生に向けてー」白子川汚濁対策協議会、平成 6 年 4 月

第2章 河川整備の現状と課題

第1節 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (水害)

●新河岸川

新河岸川流域では、昭和33年9月の台風22号(狩野川台風)などで広範囲に水害被害が発生した。表2-1に示すように昭和49年以降もしばしば水害が発生したが内水氾濫が中心となっている。近年では昭和57年9月12日の台風18号の際に北区浮間一丁目及び板橋区舟渡四丁目付近で河川の溢水被害が生じている。

表 2-1 新河岸川の主な水害(昭和49～平成27年 過去41年間；被害棟数30棟以上)

年 月 日	原 因	浸水面積 (ha)	被害棟数			雨 量 観測所	時間最大 雨 量 (mm/hr)	日雨量又は 総雨量 (mm)
			床下	床上	合計			
昭和49年7月21日	集中豪雨	2.4	126	18	144	練馬	31.0	91.0
昭和52年8月18日	集中豪雨	9.6	238	50	288	赤塚	31.5	133.5
昭和53年4月6日	集中豪雨	4.7	69	42	111	赤塚	38.0	66.0
昭和56年10月22日	台風24号	15.2	168	17	185	赤塚	30.0	168.0
昭和57年9月12日	台風18号	39.3	102	182	284	赤塚	52.0	162.0
昭和58年6月10日	集中豪雨	4.8	63	17	80	赤塚	34.0	36.0
平成3年9月19日	台風18号	0.93	59	30	89	高島平	33.0	151.0
平成5年6月21日	集中豪雨	2.79	46	48	94	志茂橋	72.0	74.0
平成16年10月9日	台風22号	1.03	22	23	45	赤塚	36.0	196.0
平成17年9月4日	集中豪雨	0.82	37	45	82	赤塚	91.0	191.0
平成21年8月9日～10日	台風9号	0.33	46	16	62	志茂橋	100.0	108.0
平成23年8月26日	集中豪雨	0.31	21	17	38	志茂橋	68.0	78.0



**図 2-1 新河岸川西台橋付近の増水
(平成3年9月19日台風18号)**

●白子川

白子川流域でも、昭和 33 年 9 月の台風 22 号（狩野川台風）では広範囲に水害が生じた。昭和 49 年以降も表 2-2 に示すように河川の溢水を含む水害が発生しており、中でも昭和 57 年 9 月 12 日の台風 18 号では中流部の練馬区大泉三丁目や下流部の板橋区三園一・二丁目、成増五丁目付近で溢水が生じ、内水被害も含めた浸水面積は 55ha に及んだ。

表 2-2 白子川の水害（昭和 49～平成 27 年 過去 41 年間；被害棟数 30 棟以上）

年 月 日	原 因	浸水面積 (ha)	被害棟数			雨 量 観測所	時間最大 雨 量 (mm/hr)	日雨量又は 総雨量(mm)
			床下	床上	合計			
昭和 49 年 7 月 11 日	梅雨前線	9.0	149	8	157	練馬	22.0	102.0
昭和 49 年 7 月 20 日	集中豪雨	2.9	42	3	45	練馬	31.0	91.0
昭和 49 年 8 月 1 日	集中豪雨	0.5	140	7	147	練馬	2.0	4.5
昭和 49 年 8 月 27 日	低気圧	4.0	135	0	135	小平	24.0	28.0
昭和 49 年 9 月 1 日	台風 16 号	1.5	48	0	48	練馬	31.0	150.5
昭和 49 年 9 月 9 日	台風 18 号	7.0	209	13	222	練馬	22.5	71.5
昭和 51 年 9 月 9 日	台風 17 号	37.2	476	55	531	田無	65.0	220.0
昭和 52 年 8 月 18 日	集中豪雨	8.5	80	0	80	赤塚	31.5	133.5
昭和 52 年 9 月 19 日	台風 11 号	1.0	42	0	42	石神井	17.0	92.0
昭和 56 年 7 月 22 日	集中豪雨	1.2	67	8	75	赤塚	62.0	66.0
昭和 56 年 10 月 22 日	台風 24 号	0.5	52	0	52	赤塚	30.0	171.0
昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号	55.2	380	241	621	赤塚	52.0	162.0
昭和 63 年 8 月 11 日	集中豪雨	2.95	226	14	240	田無	67.0	140.0
平成元年 8 月 1 日	集中豪雨	0.60	44	3	47	田無	38.0	155.0
平成 3 年 8 月 1 日	集中豪雨	1.42	13	19	32	越後山橋	51.0	52.0
平成 3 年 9 月 19 日	台風 18 号	4.63	199	4	203	田無	33.0	170.0
平成 7 年 8 月 2 日	集中豪雨	1.68	55	46	101	越後山橋	44.0	44.0
平成 11 年 8 月 14 日	熱帯低気圧	0.01	21	9	30	越後山橋	36.0	169.0
平成 13 年 7 月 18 日	集中豪雨	0.52	12	26	38	練馬	79.0	85.0
平成 17 年 9 月 4 日	集中豪雨	0.69	32	45	77	越後山橋	80.0	224.0
平成 22 年 7 月 5 日	集中豪雨	0.67	8	44	52	越後山橋	75.0	129.0



**図 2-2 白子川成増橋付近の増水
（昭和 57 年 9 月 12 日台風 18 号）**

（整備の状況）

①洪水対策（中小河川事業区間）

●新河岸川

新河岸川では、新河岸橋より上流の約 5.0km 区間で、洪水対策として護岸整備を実施している。この整備事業は、昭和 55 年度に総合治水対策特定河川の指定を受け、同年度から 1 時間あたり 50mm 規模の降雨に対する護岸整備として着手した。

都県境が錯綜する最上流部の延長 205m の改修工事については、昭和 59 年度に埼玉県と工事協定を締結している。この工事協定により、東京都が施工する区間は、最上流部 28m を除き、右岸の 177m と定めている。

護岸の整備は、昭和 63 年度までに橋梁の架け替えを伴う箇所を除いて概成しており、平成元年以降、橋梁架け替え工事に合わせて橋の上下流部の護岸整備を実施してきた。

平成 27 年度末時点における新河岸川の整備状況は、護岸整備率で、9 割強となっている。残る未整備箇所は、白子川合流点上流の右岸と志村橋兩岸である。

●白子川

白子川では、全川に渡って、洪水対策として護岸整備を実施している。昭和 18 年から周囲の耕地整理と並行して、東上線から下流部分の直線化工事が行われ、昭和 23 年から昭和 55 年にかけて、1 時間あたり 30mm 規模の降雨に対する改修工事が行われた。その後、建設省（現国土交通省）・埼玉県と調整し、1 時間あたり 50mm 規模の降雨に対する整備事業を開始した。

都県境が錯綜する新河岸川合流点から越後山橋間については、埼玉県と昭和 55 年度に工事協定を締結している。この工事協定により、東京都が施工する区間は、新河岸川合流点から東埼橋間 2.65km、芝屋橋から一級終点間 5.79km の二区間と定めている。

平成 27 年度末時点における整備状況では、河道について、新河岸川合流点から東埼橋間、弥生橋から前田橋間（一部区間を除く）の整備が完了しており、護岸整備率は約 5 割である（図 2－4）。調節池については、比丘尼橋上流調節池、比丘尼橋下流調節池が、それぞれ、昭和 60 年度、平成 14 年度に完成しており、平成 28 年度より白子川地下調節池が供用開始されている。

さらに、新河岸川合流点から三園橋間（新河岸川の背水区間）の護岸については、計画高水位までの護岸高の整備は完了しているが、現在、計画護岸高までの嵩上げを実施している。

②高潮対策

●新河岸川

隅田川合流点から新河岸橋間の区間（高潮対策事業区間）では、高潮対策として、防潮堤

東京都では、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災を契機に、河川施設の耐震対策を隅田川等で実施してきた。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災において東北地方を中心に既往の想定を上回る津波等により甚大な被害が発生したことから、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震に対応するため、平成 24 年 12 月に「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定した。これに基づき、新河岸川では堤防の耐震化を図っていく必要がある。



第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

●新河岸川

新河岸川では工場排水や生活排水の流入により水質悪化が進んだことから利用されにくい河川となった。これに対し、浄化用水を利根川から武蔵水路で荒川に導水し、さらに荒川から朝霞水路を通じて新河岸川に導水することにより近年、水質は図 2-5 に示すように改善傾向にあり、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）のC類型（※）」をおおよそ達成している。しかし下水道未整備区域の多い上流域や下水道処理場・工場等からの流入負荷があること、大雨時に合流式下水道区域から越流水が流入してくること等の問題がある。

現在、漁業権の設定はなく、農業、飲料水などへの河川水の利用はなくなっているが、工業用水として1地点で水利権が設定されており、水利権量は最大 $0.012\text{m}^3/\text{s}$ となっている。また、本河川の沿川地域は住宅密集地域であることから、災害時に消防水利として河川水を活用するなど防災面での河川の利用が図られている。現在は、石油基地や工場などに船舶の係留施設や荷受施設があり、都県境付近までタンカー、貨物船等の利用がある。また、「東京水辺ライン」として東京都公園協会が小豆沢河岸広場と隅田川・荒川を結んで運航している。交通利用の船着場は現在のところ上記小豆沢河岸広場の1箇所のみであるが、防災船着場として小豆沢河岸広場（小豆沢）及び浮間橋下流（北赤羽）の2箇所が整備されている。ただし、現在の新河岸川の水深は小豆沢河岸広場付近までは水深が確保されているが、小豆沢河岸広場より上流は水深が浅い箇所があり、大型船の運航に障害がある。

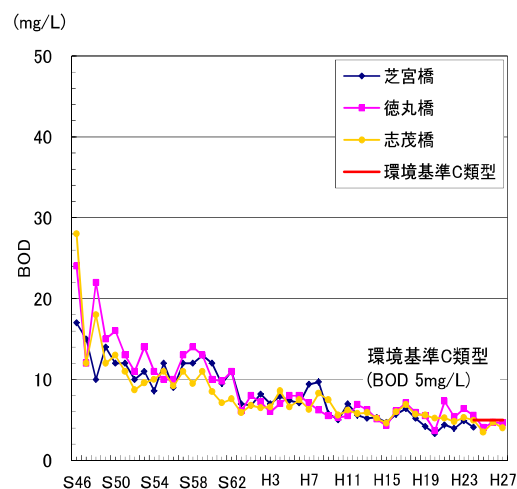


図 2-5 新河岸川の水質(BOD75%値)の推移

資料：東京都環境局水環境課データ

※ 環境基準は平成28年度よりC類型指定(BODの場合5mg/L以下)



図 2-6 東京水辺ラインの発着場（小豆沢河岸広場）
（新河岸大橋下流右岸。板橋区小豆沢四丁目付近）



図 2-7 東京水辺ライン

●白子川

白子川は、流域内の市街化が進むとともに水質が悪化し始め、昭和 50 年度には BOD が 68 mg/L（平均値）と汚れた川の都内ワースト 1 となるなど、「川のほとんどが生活排水」と言われるほどになった。さらに、市街化の進展により洪水が増大するなど水害の危険性が高まり、それらに対処するため河川を拡幅するなどの改修が進められた。併せて、下水道の普及などにより、平常時の水量は川底をわずかに流れるだけの状態になっている。

現在は、下水道の普及により図 2-8 に示すように、水質は BOD で 5mg/L 前後と著しく改善され、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の C 類型（※）を達成している。なお、新河岸川合流付近では、潮の影響により流れが停滞、逆流する現象が発生し水質が変化する場合がある。また、合流式下水道区域のため、大雨時に下水道からの越流水が流入してくるなどの問題もある。

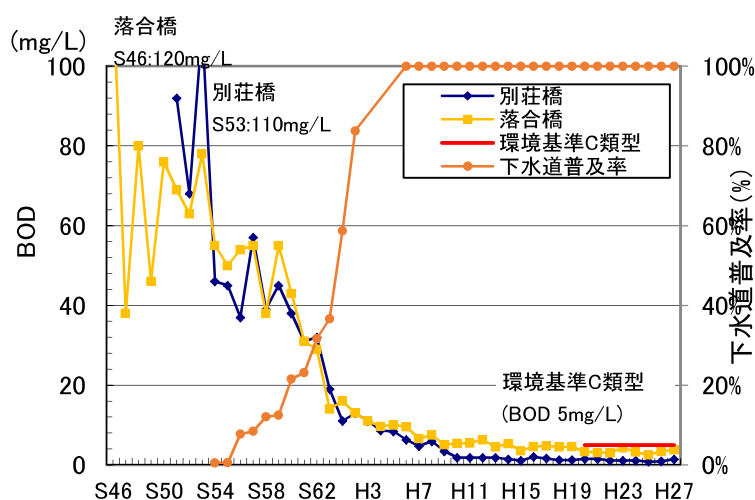


図 2-8 白子川の水質（BOD75%値）の推移

資料：BOD（75%値） 東京都環境局水環境課データ（白子川別荘橋地点）

下水道普及率（面積） 「白子川を知っていますか」（H6.4、白子川汚濁対策協議会）

※ 東壱橋より下流で平成 28 年度より、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」C 類型指定（BOD、5mg/L 以下）

現在、水利権、漁業権の設定はなく、農業、工業、飲料水などへの河川水の利用はなくなっているが、本河川の沿川地域は住宅密集地域であることから、災害時に消防水利として河川水を活用するなど防災面での河川の利用が図られている。

（※）「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の C 型類型

水質汚濁に関する環境基準において生活環境項目として設けられている基準であり、水域の水利目的別に適用されており、AA から E まで 6 類型に分けられる。このうち C 類型は、水素イオン濃度（pH6.5 以上 8.5 以下）、生物化学的酸素要求量（BOD、5mg/L 以下）、浮遊物質（SS、50mg/L 以下）、溶存酸素量（DO、5mg/L 以上）の項目がある。（参考：環境省ホームページ）

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(河川の生態系)

●新河岸川

【魚類】

コイや、スズキ、ボラ、マハゼ等の汽水・海水魚等が確認されている。希少種※としては、アシシロハゼ、アベハゼ等の汽水・海水魚や、回遊魚のヌマチチブが確認されている。その他、メダカ類も確認されているが、本種は人工的に放流されることの多い種であることから、自然分布種であるかは不明である。外来種としては、カダヤシとタイリクバラタナゴが確認されている。

【底生動物類】

エラミズ、シマイシビル、ミズムシ、サホコカゲロウ等の水質汚濁に耐性のある種が確認されている。希少種は、テナガエビ、モクズガニ、ハグロトンボが確認されている。外来種としては、アメリカザリガニが確認されている。

【植物】

セリやヨシ等の湿性植物や、ヌルデ、アカメガシワ等の先駆性樹種、ムクノキ、エノキ等の落葉広葉樹、ヨモギ、エノコログサ等の路傍雑草、ニラ等の逸出種が確認されている。希少種としては、カワヂシャ、クサネムが確認されている。外来種としては、オオカワヂシャやオオキンケイギク等が確認されている。

【鳥類】

カルガモ、コガモ、ヒドリガモ等のカモ類、ユリカモメ、セグロカモメ等のカモメ類といった水鳥が多く確認されたほか、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス等の都市鳥も確認され、希少種としてはカイツブリ、ダイサギ、オオバン、イソシギが確認されている。

【両生類・爬虫類・哺乳類】

コウモリ目の一種、タヌキ等が確認されているが種数は少ない。希少種としてはニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アズマモグラ、ハタネズミが確認されている。外来種としては、ミシシippアカミミガメが確認されている。

【陸上昆虫類】

ハマベハサミムシ、ヒゲナガヤチバエ、アジアイトトンボ、ナガコガネグモ、シバズ、モンキチョウ、ナミハナアブ、オオヨコバイ、マメコガネ等が確認されている。希少種としては、ヨコフカニグモ、クマスズムシ、ショウリョウバッタモドキ、キボシトックリバチが確認されている。

※「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版」掲載種もしくは環境省第4次レッドリスト掲載種を指す

表 2-3 新河岸川における主な生物確認状況

分類	新河岸川
魚類	コイ、スズキ、ボラ、マハゼ、 アシシロハゼ 、 アベハゼ 、 ヌマチチブ 、 メダカ類 、 カダヤシ 、 タイリクバラタナゴ 等
底生動物類	エラミミズ、シマイシビル、ミズムシ、サホコカゲロウ、 テナガエビ 、 モクズガニ 、 ハグロトンボ 、 アメリカザリガニ 等
植物	セリ、ヨシ、ヌルデ、アカメガシワ、ムクノキ、エノキ、ヨモギ、エノコログサ、テッポウユリ、ニラ、 カワヂシャ 、 クサネム 、 オオカワヂシャ 、 オオキンケイギク 等
鳥類	カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、ユリカモメ、セグロカモメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、 カイツブリ 、 ダイサギ 、 オオバン 、 イソシギ 等
両生類・爬虫類・哺乳類	コウモリ目の一種、タヌキ、 ニホンヤモリ 、 ニホンカナヘビ 、 アズマモグラ 、 ハタネズミ 、 ミシシippアカミミガメ 等
陸上昆虫類	ナガコガネグモ、アジアイトトンボ、シバズ、ハマベハサミムシ、オオヨコバイ、モンキチョウ、ナミハナアブ、ヒゲナガヤチバエ、マメコガネ、 ヨコフカニグモ 、 クマスズムシ 、 ショウリョウバッタモドキ 、 キボシトックリバチ 等

注 1) **青字**は「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版」掲載種もしくは環境省第4次レッドリスト掲載種、**赤字**は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種

●白子川

【魚類】

コイ、モツゴ、ヨシノボリ、ボラ、スズキ、マハゼ、アユが確認されている。希少種*としては、ニホンウナギやヌマチチブ、ホトケドジョウが確認されている。外来種としては、カダヤシ、タイリクバラタナゴが確認されている。

【底生動物類】

エラミミズ、シマイシビル、ミズムシ、サホコカゲロウ、シオカラトンボやコミズムシが確認されている。希少種としては、モノアラガイやミズカマキリ、テナガエビ、スジエビ等が確認されている。外来種としては、アメリカザリガニが確認されている。

【植物】

ガマ、イボクサ、ギシギシ、スズメノカタビラ、オヒシバが確認されている。希少種としては、エビモ、カワヂシャ、ミクリ、ヘラオモダカ等が確認されている。外来種としては、ミズヒマワリやオオフサモ等が確認されている。

【鳥類・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類】

白子川では、近年まとまった調査は行われていない。

※「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版」掲載種もしくは環境省第4次レッドリスト掲載種を指す

今後の課題としては、中流区間では三面張りのため動植物がほとんど見られず、また、湧水割合が増えて水質向上がもたらされたものの平常時の流量（平成 8～12 年平均）は芝屋橋

付近で約 0.2m³/s、東埼玉付近で約 0.5m³/s と減少しており、東京都の「清流復活全体計画」（平成元年 7 月）で白子川的目標水量とされた 0.50～3.41m³/s に及ばない状況である。このため、中流区間においても平常時の流量の確保に努めていくとともに、落差工による魚類の移動阻害の解消といった魚類や植物への生態系に配慮していく必要がある。

表 2-4 白子川における主な生物確認状況

分類	白子川
魚類	コイ、モツゴ、ヨシノボリ類、ボラ、スズキ、マハゼ、アユ、 ニホンウナギ 、 ヌマチチブ 、 ホトケドジョウ 、 カダヤシ 、 タイリクバラタナゴ 等
底生動物類	イトミミズ、シマイシビル、ミズムシ、サホコカゲロウ、シオカラトンボ、コミズムシ、 モノアラガイ 、 ミズカマキリ 、 テナガエビ 、 スジエビ 、 アメリカザリガニ 等
植物	ガマ、イボクサ、ギシギシ、スズメノカタビラ、オヒシバ、 エビモ 、 カワヂシャ 、 ミクリ 、 ヘラオモダカ 、 ミズヒマワリ 、 オオフサモ 等
鳥類	—
両生類・爬虫類・哺乳類	
陸上昆虫類	

注 1) **青字**は「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版」掲載種もしくは環境省第 4 次レッドリスト掲載種、**赤字**は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種

（河川の親水性）

新河岸川及び白子川では、市街化に併せて河川整備が進められた結果、人工的で様なコンクリート護岸が連続することとなり、植物が生育しにくく、街の景観特性との調和も難しいものになってしまった。両河川においては護岸や管理用通路の緑化、水辺に近づけるような親水施設が必要と考えられる。

●新河岸川

図 2-9、10 に示すように「北区立荒川赤羽桜堤緑地」、「北区立新河岸川緑地・新河岸川庭球場」、「板橋区立舟渡水辺公園」の親水施設が整備されている。また、新河岸大橋下流右岸には船着場を設置した「板橋区立小豆沢河岸広場」、浮間橋下流左岸には防災船着場や親水テラスが整備されている。新河岸川の管理用通路は未設置区間を一部に残すが、下流側では主として専用の通路、上流側では共用道路で整備されており、管理用通路の桜並木や嵩上げて遊歩道とした箇所などの親水整備が進められている。しかし、幅員の狭い共用道路区間では遊歩道整備が難しい（図 2-11 参照）。

今後の課題としては、管理用通路の整備や護岸の親水化、沿川の緑化など、河川環境の向上を図っていく必要がある。



図 2-9 新河岸川の旧河道のワンドに整備された舟渡水辺公園
(板橋区舟渡四丁目付近)



図 2-10 新河岸川の荒川赤羽桜堤緑地(北区赤羽三丁目)

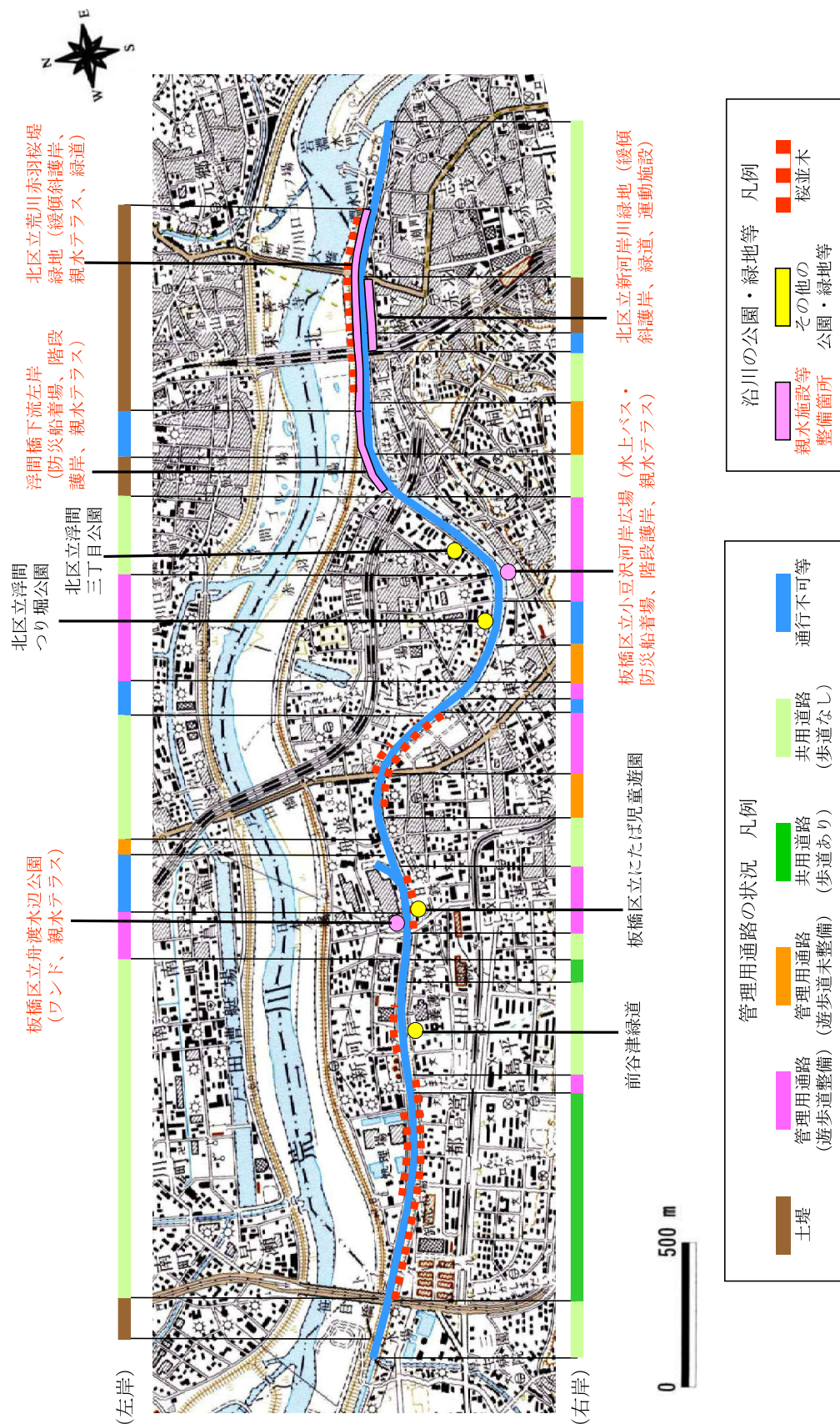


図 2-1-1 新河岸川沿いの親水施設整備箇所及び管理用通路の状況

●白子川

練馬区内には川沿いの公園・緑地、生産緑地等が多いが、図2-13に示すように親水整備されているのは大泉井頭公園と寺前橋～東埼橋間などのいこいの水辺整備事業による遊歩道やポケットパーク、護岸の修景等にとどまっている。そのため護岸整備に合わせ、事業残地を活用した護岸の親水化を実施している。調節池の多目的利用としては比丘尼橋上流調節池の「練馬区立びくに公園（多目的広場運動場）」や白子川比丘尼橋下流調節池の上部を利用した「練馬区立大泉橋戸公園」がある。白子川の管理用通路については通路の幅員が不足して狭い区間や共用道路となっていて歩道が未整備の区間が多く、管理用通路が未設置の箇所も存在する。

今後の課題としては、管理用通路の整備及び護岸の親水化や緑化、沿川の公園・緑地や湧水などの保全といった、親水整備について配慮する必要がある。



図 2-12 比丘尼橋上流調節池に設置された練馬区びくに公園多目的広場運動場
(練馬区東大泉二丁目付近)



図 2-13 親水整備された大泉井頭公園
(練馬区東大泉七丁目及び南大泉四丁目)

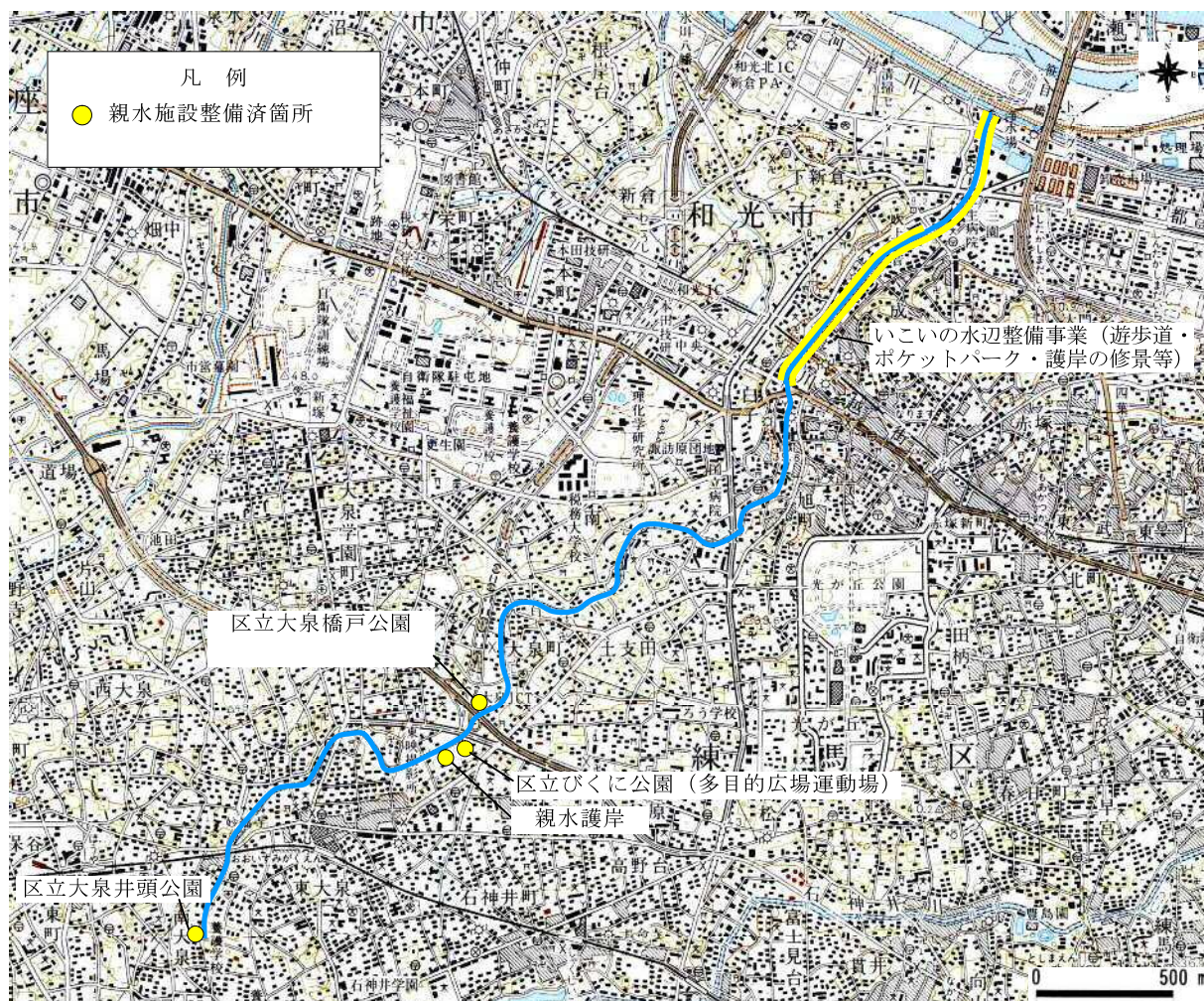


図 2-14 白子川沿いの親水施設整備箇所



図2-15 親水整備された護岸（練馬区東大泉付近）

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

（将来像）

本計画の対象河川は、さまざまな都市機能が集中する首都東京を支える基盤として、洪水や高潮などによる災害から都民の生命や財産などを守る大きな役割を担っている。そのため、将来的には流域全体で1時間あたり100mm規模の降雨に対応できるよう治水水準の向上を図る。また、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P. +5.1m）に対応できるよう、対策を進め、都民が安心して生活できる川を目指していく。

さらに、各々の川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとする必要がある。このため、地域の人々との協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

（計画の基本理念）

新河岸川及び白子川は、高度に市街化された地区を流れる都市河川であることを考慮し、治水上の安全性を確保するとともに、地域住民や関係機関との協働により、流域に残る水にかかわる歴史・文化などに配慮しつつ、自然環境や河川水質の保全、維持流量の確保、健全な水循環の形成、親水整備、公園等の計画との連携など、河川環境の向上に努めた川づくりを進めていくことを基本としていくことが重要である。

以上のことから、『街・暮らしを守り、うるおい・にぎわい・安らぎの川づくり』を本河川整備計画の基本理念として定める。

第 1 節 計画対象区間、施設及び計画対象期間

本河川整備計画における整備、維持管理の対象区間及び対象施設は表 3-1 に示す法定河川区間と調節池等の河川管理施設とする。

また、対象期間は、概ね 30 年間とする。

本整備計画については、洪水等に対する整備水準の見直し、流域の社会状況等の変化、水質など自然状況の変化や新たな知見、技術革新などにより、計画期間内であっても必要に応じて改定していくものとする。

表 3-1 河川整備計画対象区間

河川名	河川延長		計画対象区間		備考
	全延長	対象区間	上流端	下流端	
新河岸川	34.6km	9.3km	板橋区三園二丁目 (都県境)	北区志茂四丁目 (隅田川合流)	工事協定に基づく埼玉県施行区間の工事及び埼玉県管内の維持管理は除く。
白子川	10.0km	10.0km	練馬区南大泉四丁目 (七福橋)	板橋区三園二丁目 (新河岸川合流点)	

第2節 洪水・津波・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

新河岸川においては、以下のとおり、洪水対策、高潮対策、地震水害対策を実施し、白子川においては、高潮事業計画区間がないことから洪水対策を実施する。

（洪水対策）

洪水による災害発生の防止又は軽減に関しては、新河岸川は、新河岸川流域全域の計画である「新河岸川流域整備計画」（新河岸川流域総合治水対策協議会）に基づき、河川施設（河道、調節池等）及び流域対策（雨水流出抑制施設等）により昭和57年9月実績降雨（245.7mm/2day）規模により生じる洪水に対して安全であることを目標とする。

白子川では、平成24年11月に示した「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」に基づき、1時間あたり50mm規模の降雨に対応できる河道に加え、洪水を貯める調節池を整備する。さらに河川への流出を抑制する流域対策（1時間あたり約10mm規模の降雨相当）の効果を見込んだうえで、1時間あたり75mm規模の降雨に対応する。

（高潮対策）

高潮による災害発生の防止又は軽減に関しては、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P. +5.1m）に対して、安全であることを目標とする。

（地震水害対策）

将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震に対して、防潮堤の機能を保持し、津波等による浸水を防ぐために、耐震対策事業により防潮堤の耐震性を確保していく。なお、平成24年4月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」において示した想定津波高より計画高潮位が高いため、津波に対する堤防のさらなるかさ上げ等の対策は行わない。

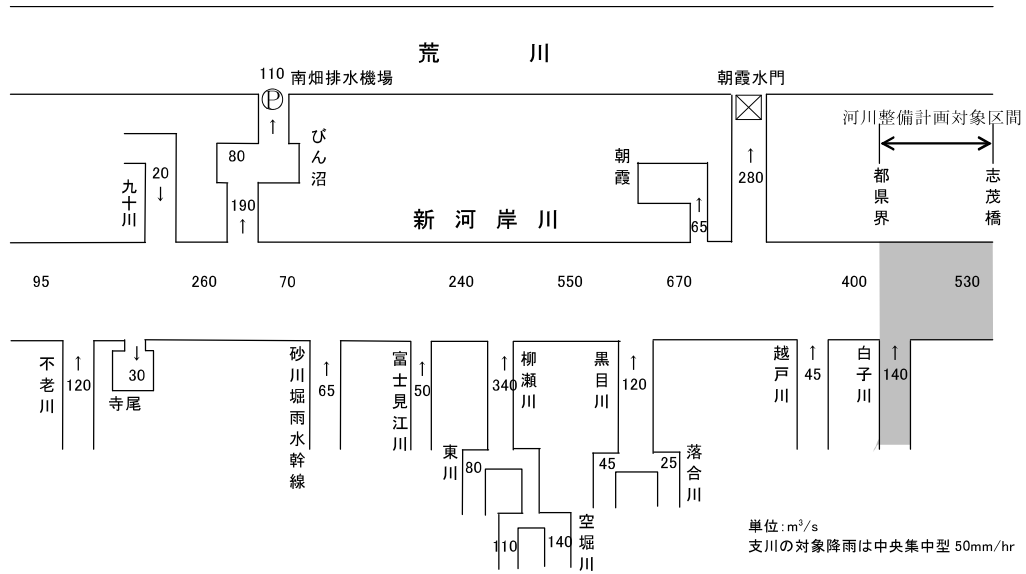


図 3-1 新河岸川計画流量配分図

※「新河岸川流域整備計画」（新河岸川流域総合治水対策協議会）における計画

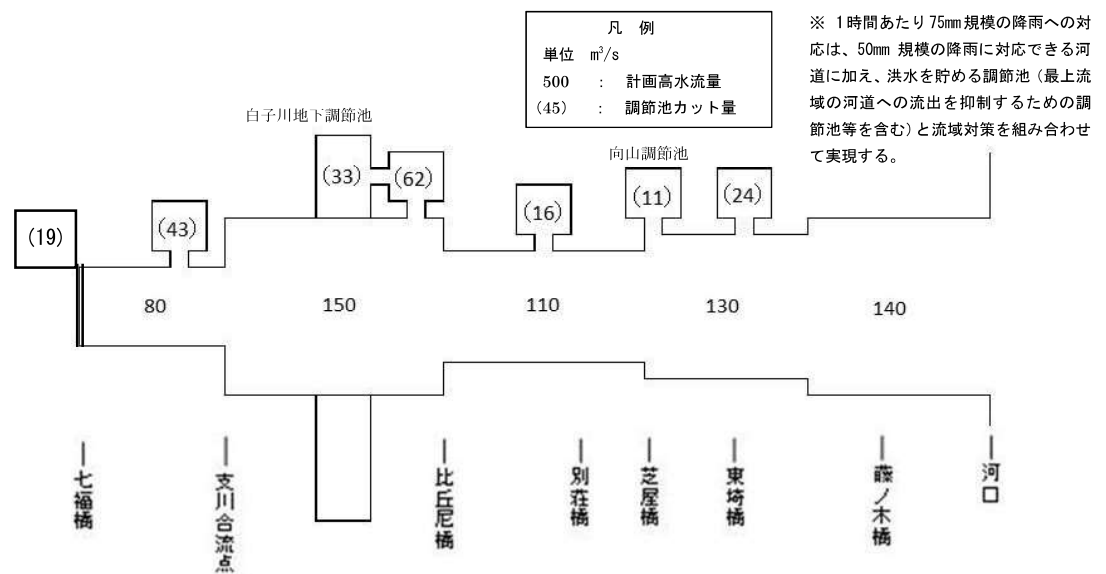


図 3-2 白子川計画流量配分図

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、舟運、動植物の生息・生育環境、流水の清潔の保持、良好な河川景観の確保などの観点を踏まえた目標とする。そのために、総合的な治水対策の推進・連携や、湧水の保全、地下構造物に漏出した地下水を河川に導入するなど健全な水循環を形成するよう努める。

また、地元自治体等と協力し、消防機関や自主防災組織等が河川水を災害時に消火用水として活用できるよう支援していく。

第4節 河川環境の整備と保全に関する目標

河川周辺の街並みや緑地等と一体となった河川景観・親水空間の保全・創出に努めていく。

また、新河岸川及び白子川流域は、住宅密集地域であり、生物にとって貴重な空間であることから、魚類の生息と移動に配慮するとともに、水生植物等が生育・繁殖しやすい河川環境を形成し、本来の川らしい自然環境の保全・再生を目指していく。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(河川工事の目的、種類及び施工の場所)

●新河岸川

新河岸川では、新河岸川流域全域の計画である「新河岸川流域整備計画」(新河岸川流域総合治水対策協議会)に基づき、河川施設(河道、調節池等)及び流域対策(雨水流出抑制施設等)により昭和57年9月実績降雨(245.7mm/2day)規模により生じる洪水に対処することとする。また、高潮対策対象区間においては昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮(A.P.+5.1m)に対応できるようにすることを目的とし、次の整備を実施する。

①未整備箇所における護岸等の整備

②防潮堤の整備

③管理用通路の整備・河床掘削等

④耐震対策

なお、新河岸川流域に整備済みの河川施設は、整備計画期間(概ね30年)において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良等を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

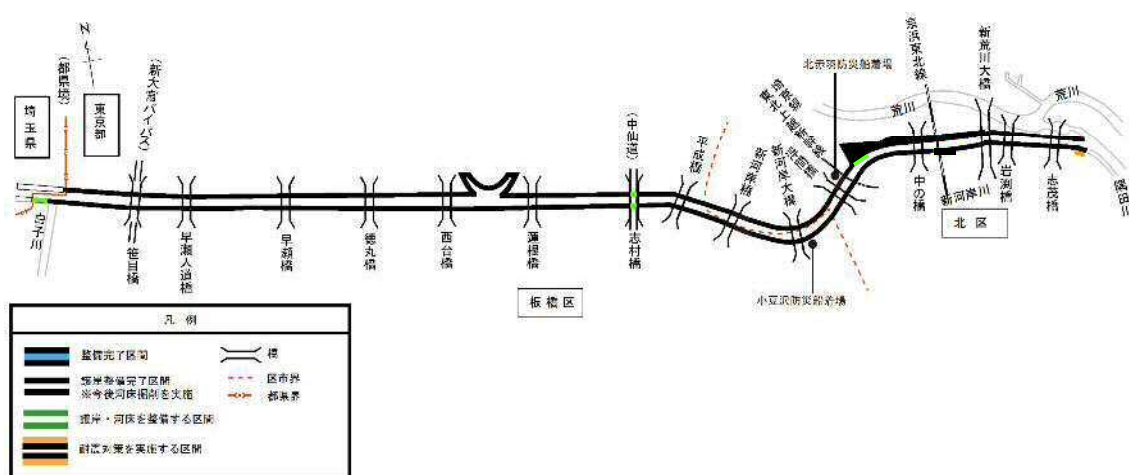


図 4-1 新河岸川整備箇所図

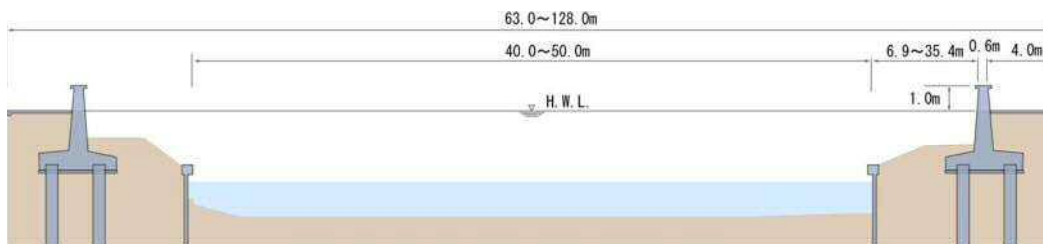


図 4-2 新河岸川整備標準断面図

① 未整備箇所における護岸等の整備

新河岸川においては、未整備箇所として、主に次の箇所が残っており、護岸の築造、背面盛土、橋梁の架け替えなどを行う。

- 志村橋兩岸（築堤）
- 白子川合流点上流右岸（築堤）

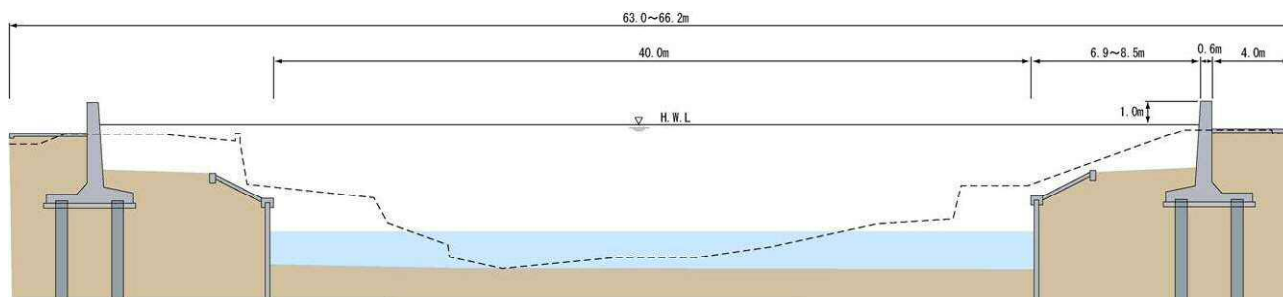


図 4-3 護岸の整備を行う区間における河道標準断面図（志村橋付近）

② 防潮堤の整備

新河岸川においては、未整備箇所として、浮間橋下流左岸が残っており、防潮堤の整備を行う。

③ 管理用通路の整備・河床掘削等

管理用通路の未設置箇所、通行できない箇所、必要な幅員が確保できていない箇所において、管理用通路を整備する。

また、下流の隅田川の整備状況、新河岸川全体の整備状況に合わせて、洪水を安全に流すことのできる河積（河川の断面積）を確保するための河床掘削を行う。

さらに、地元自治体と連携して、災害時における物資輸送経路となる防災船着場を新河岸橋付近に整備する。

④ 耐震対策

水害に対する安全性を確保するために、堤防の地盤改良や躯体補強等を行うことにより、隅田川合流点から志茂橋間の一部において、耐震対策を実施する。

●白子川

白子川では、1 時間あたり 75mm 規模の降雨に対応するため、流域内で実施される河川への雨水流出抑制対策（1 時間あたり約 10mm 規模の降雨に相当する流域対策）の効果を見込んだうえで、河川を流れる洪水に対処することとし、以下の整備を実施する。

- ①未整備区間における護岸等の整備
- ②調節池の整備等
- ③管理用通路の整備及び河床掘削等

なお、白子川流域に整備済みの河川管理施設は、整備計画期間(概ね 30 年)において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良等を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

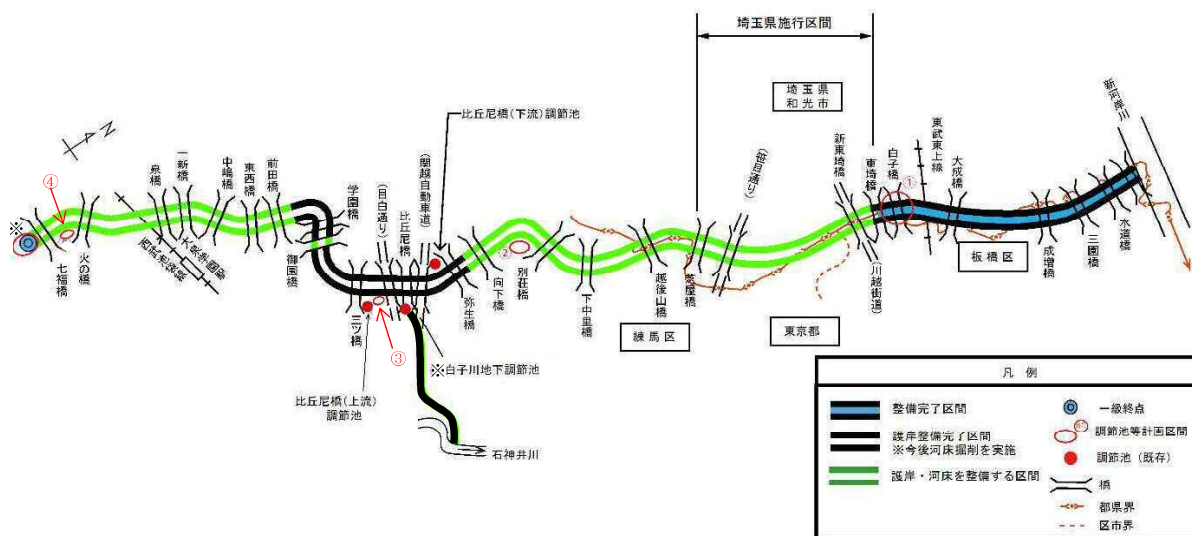


図 4-4 白子川整備箇所図

①未整備区間における護岸整備等

洪水による災害の防止又は軽減の目標を達成するため、河道の拡幅、河床の掘削、護岸及び管理用通路の整備並びに橋梁の架け替えを行う。

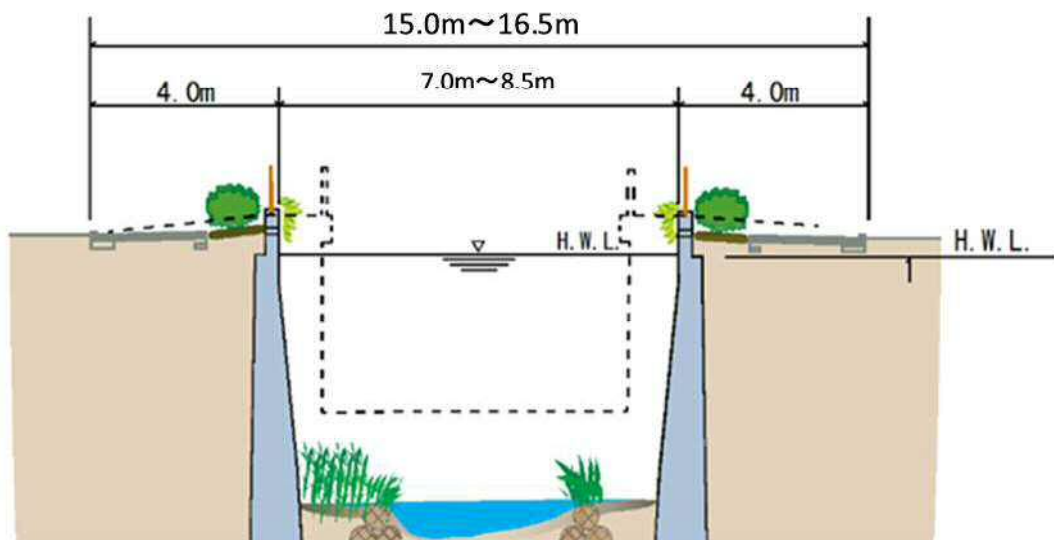


図 4-5 今後整備を行う区間における河道標準断面図

②調節池の整備等

新河岸川流域整備計画との整合を図りながら、時間 75mm の降雨に対処するために必要となる調節池の整備を進めていく。また、既存調節池についても、治水効果を高めるために、必要に応じて取水設備の改造を行う。

表 4-1 白子川流域における調節池の諸元

	位置	調節池容量（予定）	調節池名称
①	東埼橋付近	約 127,000m ³	（計画中）
②	別荘橋～向下橋付近	約 83,000m ³	（計画中）
③	比丘尼橋付近	約 38,000m ³	（計画中）
④	火の橋～七福橋付近	約 254,000m ³	（計画中）

今後、施設数や設置場所等の施設計画を検討、調整していく。

※環状七号線地下広域調節池について

神田川・環状七号線地下調節池（完成）と白子川地下調節池（整備中）を連結させる新たな調節池を整備し、神田川流域、石神井川流域、白子川流域の3流域で相互活用も可能な広域調節池とする。環状七号線地下広域調節池には、神田川、善福寺川、妙正寺川、石神井川、白子川から取水を行う。

※ 上記以外にも最上流域に調節池等を整備するなどの対応を図る。

③管理用通路の整備及び河床掘削等

- ・管理用通路の未整備区間や幅員の狭い区間について、河川管理用通路の整備を行う。
- ・新河岸川合流点から三園橋間（新河岸川の背水区間）において、計画護岸高まで護岸の嵩上げを行う。
- ・埼玉県施行区間の整備状況を確認した上で、河床掘削を行う。

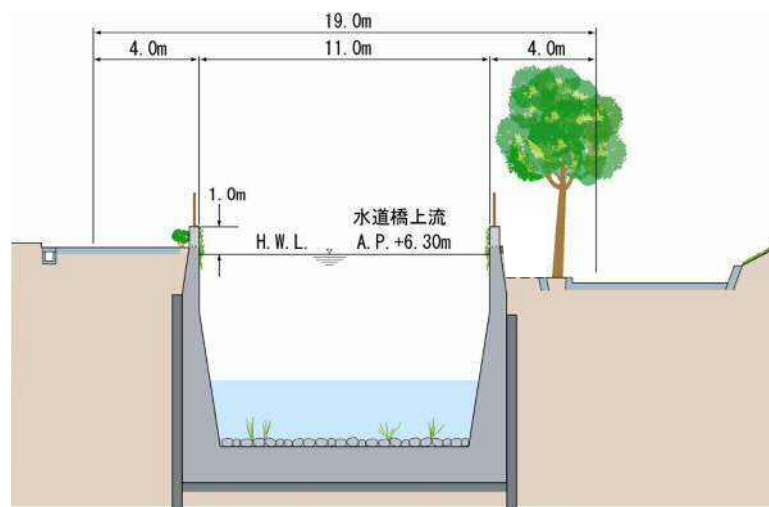


図 4-6 護岸の嵩上げを行う区間における河道標準断面図

（２）河川環境の整備と保全に関する事項

生物の多様な生息・生育空間の確保、適切な水質・水量の維持・確保、健全な水循環の形成、良好な河川景観・親水空間の保全・創出、地元自治体の公園等の計画との連携などを目的とし、現状で残されている自然の保全に努めるとともに、河川の整備に当たっては、治水上支障のない範囲で、管理用通路や護岸の緑化、拠点的な親水空間の整備を目指していく。

また、舟運や湧水、歴史・文化など、地域の個性を生かした整備に配慮する。

●新河岸川

河川環境の整備と保全として、次の整備を目指していく。

- ① 管理用通路、護岸の緑化等
- ② 親水性を確保するための取り組み

① 管理用通路、護岸の緑化等

護岸、管理用通路、高水敷の整備に当たっては、治水上支障のない範囲で、緑化に努めていく。

また、可能な箇所では、地元自治体などと連携して河川管理用通路の嵩上げや遊歩道の整備などに努めていく。

さらに、関係機関とも連携し、安全性を確保できる範囲で水辺に近づける高水敷内の散策路（テラス）の整備を検討する。



図 4-7 高水敷の現況（平成橋の下流付近。板橋区東坂下二丁目付近）



図 4-8 管理用通路の嵩上げ、緑化、遊歩道整備の状況
(新河岸大橋上流左岸。北区浮間五丁目付近)

② 親水性を確保するための取り組み

新河岸川は、都市河川としては川幅が広く、水量が多い上に、河川沿いに大規模な開発が多いことなど、良好な河川環境の創出に極めて有効な条件を備えている。そのため、まちづくり等との連携や地元自治体の公園等の計画を考慮するとともに、関係機関の事業との調整を図り、一定規模の拠点的な整備を検討していく。

なお、拠点整備の位置、内容、整備主体等については、地元自治体等との連携が必要であるため、自治体の計画や土地利用の状況等を基に、現時点で考えられる拠点整備の候補地及び方向性等を以下に示す。

ア. 拠点整備候補地

北赤羽地区：河川用地で、防災船着場、階段護岸、親水テラスが整備されている

浮間三、五丁目地区：工場、倉庫が立地する住工混在地域

浮間・東坂下地区：下水道局浮間水再生センターが川の両岸に位置している

舟渡四丁目地区：新日本製鉄（株）東京製鉄所の荷揚場付近

新河岸地区：下水道局新河岸水再生センターや工場・企業を中心とした住工混在地域

白子川合流点：左岸は荒川の土手、右岸は工場・企業と住宅地の混在地域

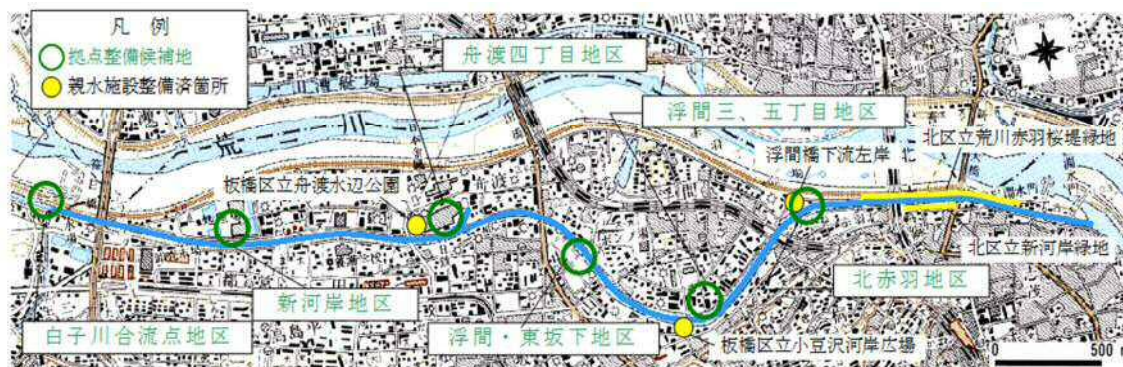


図 4-9 新河岸川の自然環境保全及び 親水整備の候補地

イ. 拠点整備の方向性

- ・ 他事業や周辺のまちづくりと一体になった親水施設、水辺空間
- ・ 水辺にふれあうための緩傾斜護岸、緑道等の整備
- ・ 水生、湿生植物の生育や、魚類、水鳥の生息の場としての環境整備



図 4-10 浮間橋下流左岸の
防災船着場、緩傾斜護岸、親水テ
ラス整備状況
(北区浮間一丁目付近)



図 4-11 舟渡四丁目地区の
現況 (旧荒川流路の残存部)

●白子川

生物の多様な生息・生育空間及び良好な河川景観・親水空間の保全・創出として、次の整備を目指していく。

- ①管理用通路、護岸の緑化
- ②調節池の多目的利用
- ③親水性を確保するための取り組み

①管理用通路、護岸の緑化等

護岸、管理用通路の整備に当たっては、治水機能を確保しつつ、可能な範囲で緑化に努めていく。

また、可能な箇所では、地元自治体などと連携して河川管理用通路の嵩上げや遊歩道の整備等に努めていく。

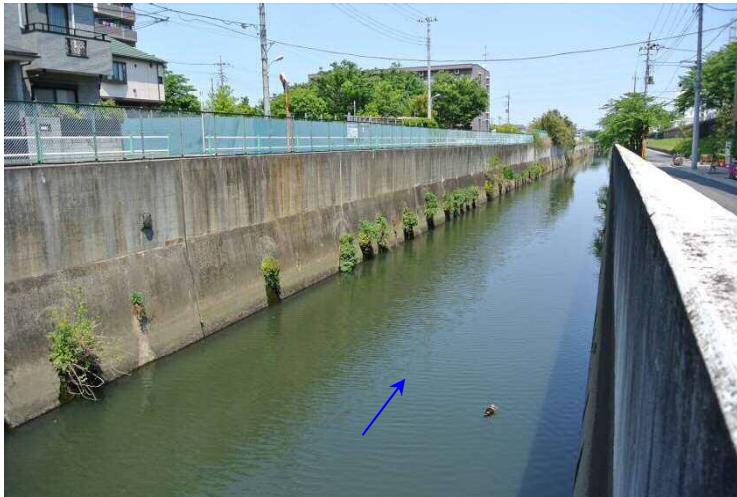


図 4-12 水道橋上流の状況。護岸高不足区間（板橋区三園二丁目付近）

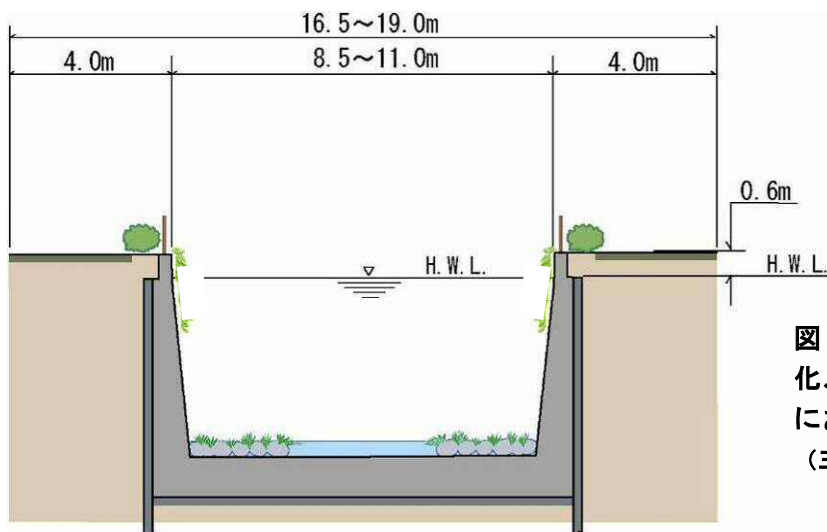


図 4-13 河床の自然化、護岸の緑化を行う区間における河道標準断面図（三園橋～東埼橋）



**図 4-14 大成橋上流
の状況。東埼橋まで落差
工が続く。(板橋区成増三丁
目付近)**

② 調節池の多目的利用

調節池の整備に当たっては、地元自治体などと連携して、公園等レクリエーション利用や親水利用の整備、自然環境の保全などに配慮していく。

③ 親水性を確保するための取り組み

白子川は、区部の密集市街地の中で極めて限られた河川空間となっているものの、緑地や公園、水路敷（かつての用・排水路跡）など沿川に貴重なオープンスペースが残されており、河川環境を向上させていく余地が残されている。そのため、まちづくり等との連携や地元自治体の公園等の計画と連携し、一定規模の拠点的な整備を検討していく。

なお、拠点整備の位置、内容、整備主体等については、地元自治体等との連携が必要であるため、自治体の計画や土地利用の状況等を基に、現時点で考えられる拠点整備の候補地及び方向性等を以下に示す（図 4-15 参照）。

ア. 拠点整備候補地

拠点整備の候補地として、河川沿いの公園、緑地等を示す。

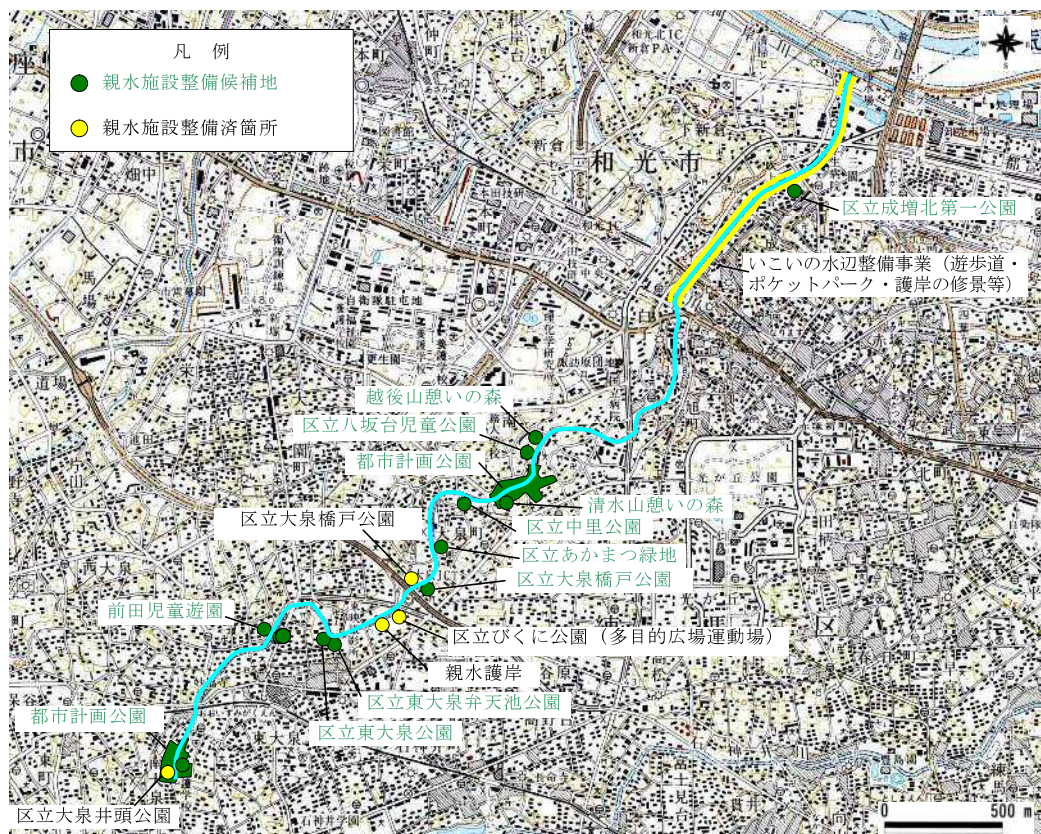


図 4-15 白子川の自然環境保全及び親水整備の候補地

イ. 拠点整備の方向性

- ・他事業や周辺のまちづくりと一体になった親水施設、水辺空間
- ・水辺にふれあうための緩傾斜護岸、緑道等の整備
- ・水生、湿生植物の生育や、魚類、水鳥の生息の場としての環境整備



図 4-16 白子川における水辺空間整備イメージ

第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に当たっては、洪水等に関連する情報を的確に収集するほか、河道、護岸、調節池及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行う。また、災害に対して迅速かつ的確に対処する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に当たっては、現況の流水機能、河川の秩序ある利用形態を維持するとともに、地域特性に応じて親水機能や生態系保持機能の維持、保全に努める。

また、実施に当たっては、河川と都県境が輻輳している区間があることから、適正な維持が行えるよう、国、県、区市などの関係機関と連携を図る。

なお、白子川においては、「特別区における東京都の事務処理特例に関する条例」に基づき、地元区と適切な役割分担をし、河川の維持修繕及び維持管理を行っていく。

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- (1) 河道、護岸、調節池等の河川管理施設について、洪水、津波、高潮等に対する所要の機能が発揮されるよう、巡視、年一回以上の点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う。

表 4 - 2 洪水等による災害の防止又は軽減に係わる主な河川管理施設等

主な河川管理施設等	河川名（施設名）
護岸、堤防、管理用通路等	計画対象河川のうち、当該河川管理施設の設置区間
調節池	比丘尼橋上流調節池、比丘尼橋下流調節池、白子川地下調節池

- (2) 洪水発生等により河道内に堆積した土砂については、環境上の影響にも配慮して適正に掘削、浚渫を行う。
- (3) 河川敷内の草木については、河道を保全し、流下阻害を防ぐため適正に管理する。また、除草の時期や方法については、生態系にも配慮して決定する。
さらに、河川管理者・地域住民等の役割分担を明確にしつつ、地域住民と協働して河川を維持管理していくことを検討していく。
- (4) 洪水、津波、高潮等の際に的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため、水防災総合情報システムや各観測施設により、気象情報、雨量、水位、画像等のリアルタイム情報を提供する。
- (5) 水防上注意を要する箇所を定め、水防管理者に周知するとともに、水防訓練を実施するなど、水防管理者との連携による洪水対策を行う。

- (6) 洪水・地震等の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ的確に復旧対策を行う。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項

- (1) 流水の正常な機能の維持においては、河川巡視等を密に実施するとともに、関係機関との協力及び連携を強化し、河川利用の適正化を図る。
- (2) 関係機関と連携して水量・水質の調査を定期的実施し、水質の現状を把握するとともに、生活排水に関する啓発活動を進めることで、水量・水質の保全に努めていく。また、湧水等の保全や、地下構造物に漏出した地下水を河川へ導入するなど、平常時の流量の確保に努めていく。
- (3) 良好な河川環境の維持管理を図るために、地域住民、NPOなどと連携した植栽管理や河川清掃などを実施するほか、関係機関や市民が実施する調査などにより、動植物などのモニタリング調査を実施し、その結果を施策に反映させる。
- (4) 河川への外来種の無秩序な放流など、生態系のバランスを急激に変化させるような行為など、河川及び周辺の動植物の生態環境を損ねるような利用については、関係機関と協力して防止に努めていく。
- (5) 親水施設等の河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体と連携し、適正に維持管理を行う。



図 5-2 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（平成15年5月公表）

また、多様化する流域住民等の要望に応えるため、河川に関する様々な情報について、インターネットや各種印刷物での提供や、河川愛護月間の取組などの広報活動により、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。

第2節 地域や関係機関との連携に関する事項

（情報、意見の交換）

河川の整備、維持管理について地域住民や地元自治体との情報や意見の交換を進めていくために、流域連絡会等の場を設置する。

整備や維持管理の実施に当たっては、河川管理上支障ない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。

（河川愛護活動）

河川清掃など、日常的な管理については、関係機関と連携して意欲的に活動する市民団体等を支援するなど、住民参加を推進していく。

（総合的な学習）

身近な自然体験の場である河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

（広域防災機能）

災害時に消火用水等として、関係機関と連携し、河川水の有効利用に努め、地域の防災機能の強化を支援する。

（水質事故への対応）

水質事故について、地元自治体や関係機関と連携して被害の拡大防止、円滑な原状回復に対応する。

（健全な水循環の形成に向けて）

地域における雨水流出抑制施設の設置や自然林・湧水の保全、地下構造物への漏出水の活用など、水質・水量の改善等の対策を効果的に行うために、流域内の区市町をはじめとした行政や企業など関係機関との連携を強化していく。

（調節池の流域間相互融通）

神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をトンネルで連結してできる環状七号線地下広域調節池は、神田川、石神井川、白子川の３流域における洪水調節機能の相互融通を可能とし、近年増加している局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮していく。

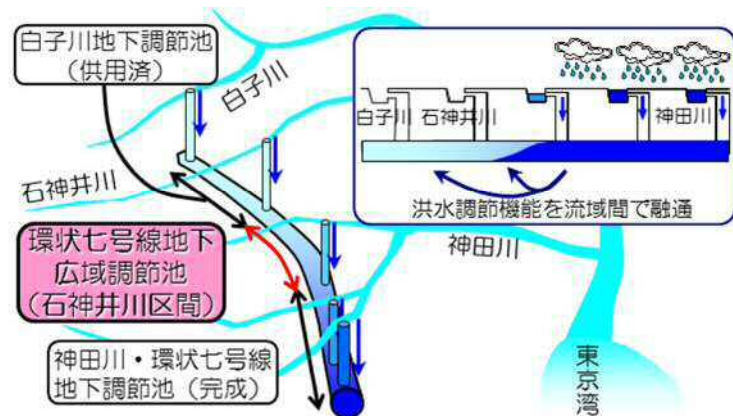


図５－３ 広域調節池のイメージ

（下水道との連携）

都内では、雨水の大半は下水道を通じて河川に放流されており、降雨時に限定すれば、河川と下水道は一体的な治水施設として機能している。浸水被害には、下水道などからの内水氾濫による被害が多く含まれており、流域の水害に対する安全を確保するためには、河川と下水道が連携した取組を行っていくことが重要である。このため、河川の整備状況を踏まえ、下水道から河川への放流量の段階的増量を推進していく。

また、内水氾濫は下水道の流下能力不足だけでなく、河川水位の上昇により下水道から河川への排水が困難になることによって引き起こされることもある。このような地域においては、局地的集中豪雨などによる内水被害を軽減するため、河川と下水道が連携した取組が必要である。このため、調節池と一部の下水道管の直接接続、調節池と雨水貯留管の連結によ

る相互融通など、下水道とより一層連携した取組を実施していく。

連携方策の実施に当たっては、施設の運用や維持管理の方法などについても検討を行う。

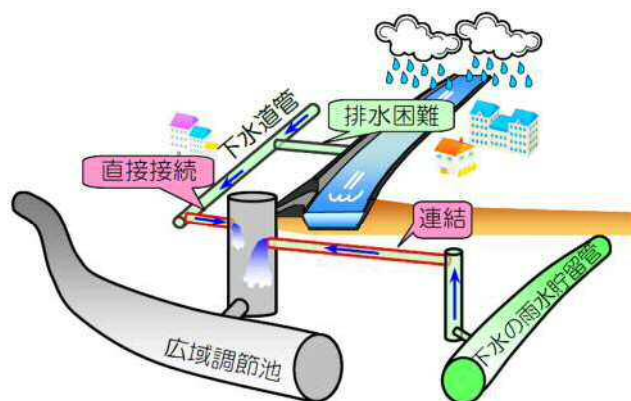


図 5 - 4 河川と下水道
との連携方策のイメージ

第6章 総合的な治水対策の取組

東京都では、都内区市町村と連携して「東京都総合治水対策協議会」を設置し、公共施設や一般家庭などにおける雨水貯留・浸透施設の設置を推進するとともに、住民の関心を高め協力を得るために、施設見学会など PR 活動を実施している。また、「東京都豪雨対策基本方針」を策定（平成 19 年 8 月策定、平成 26 年 6 月改定）し、河川整備、下水道整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策などを推進している。

この方針において、白子川流域は対策強化流域に選定されており、豪雨対策を強化することとしている。今後は、地域の特性に合わせた豪雨対策の具体的内容を定めた「白子川流域豪雨対策計画（平成 21 年 11 月策定）」を改定し、引き続き公共施設や一般家庭などにおいて、各自治体や流域住民の協力のもとに貯留・浸透施設の設置を進め、洪水対策や地下水涵養を図っていく。

また、新河岸川流域内では、「新河岸川流域整備計画」に基づき、流域内の区市町など関係機関の協力を得ながら、浸水被害の軽減に努めていくこととしている。

（新河岸川流域総合治水対策協議会における新河岸川流域整備計画について）

新河岸川流域では、昭和 30 年代以降の急激な都市化によって、洪水流量が増大し、常に水害の危険に脅かされていたため、従来から行われていた治水対策に加え、保水・遊水機能を組み合わせた総合的な治水対策を講じる必要が生じた。このような中、昭和 53 年に、建設省関東地方建設局長（当時）を座長として流域内の自治体などで構成する、新河岸川流域総合治水対策協議会が設置され、治水施設の整備と流域の開発、土地利用計画等との有機的な連携、調整を図るための検討を進め、昭和 57 年 8 月に「新河岸川流域整備計画」が、関係機関による合意のうえで策定された。同計画は、計画策定から 20 年以上が経過しており、現在の社会情勢や取水状況および流域開発状況を踏まえ、河川法に基づく河川整備計画の基本となる計画として平成 17 年 3 月に改定された。

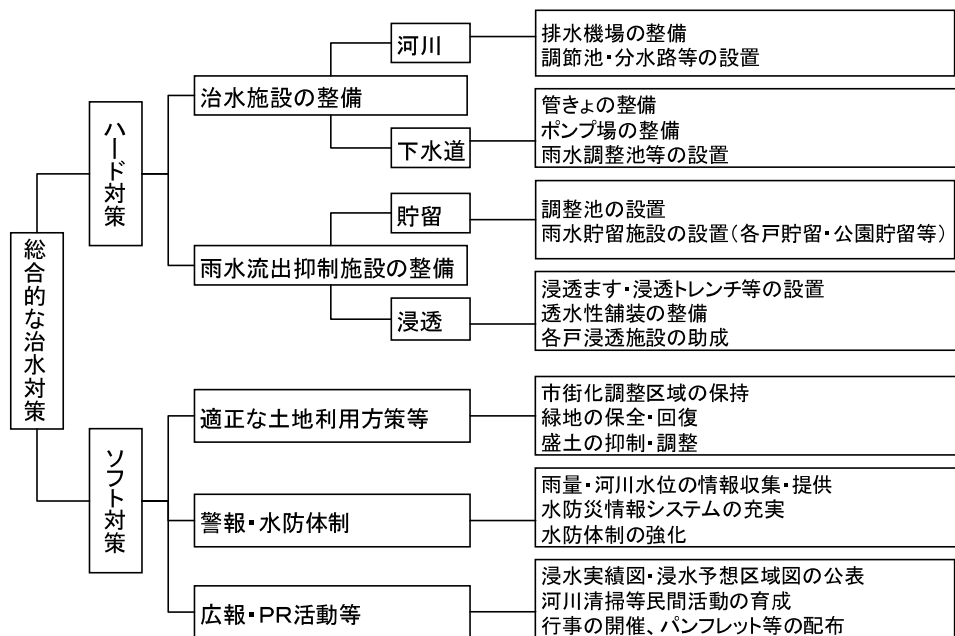


図 6-1 総合的な治水対策の概念図

(市街地における雨水流出抑制施設の整備)

新河岸川流域内での新規に行われる宅地化等の開発に当たっては、流域内の区市町の開発指導担当部所で、新河岸川流域整備計画に基づき下に示す規模の雨水流出抑制施設（雨水貯留施設、雨水浸透施設）の整備を指導（一部助成を含む。）している。

また、既開発地においては、公共公益施設を中心に当該機能を損なわない範囲で可能な限り、流出抑制対策を講じている。

表 6-1 新規開発における流出抑制対策基準

開発規模	対策基準
1.0ha 以上	950m ³ /ha の流出抑制対策施設の整備を実施
0.05～1.0ha 未満	500m ³ /ha の流出抑制対策施設の整備を実施